

「公立美術館のリニューアルに向けての考察」

（本 論）

2023年度 京都芸術大学 通信教育部芸術学部 卒業研究

芸術学科 芸術学コース 吉川 英二

目 次

はじめに	1
第1章 公立美術館の現状と課題	
第1節 公立美術館の現状	1
第2節 設置自治体と公立美術館を取り巻く環境の変化	2
第3節 美術館に求められる役割の変化と今日的な美術館のあり方	3
第4節 美術館の老朽化・リニューアル等に関する調査研究	4
第2章 近年のリニューアル事例の検証	
第1節 公立美術館のリニューアル事例と調査方法	5
第2節 リニューアル事例の検証結果	
(1) リニューアルの手続き	7
(2) ハード面の措置と特徴	8
(3) ソフト面の措置と特徴	9
第3節 方針変更した事例の問題点	10
第3章 公立美術館のリニューアルのあり方	
第1節 リニューアルの課題と今後の進め方	12
第2節 リニューアルが困難な公立美術館の対応について	15
おわりに	17

はじめに

都道府県や市区町村が設置する公立美術館は 1970 年代から 90 年代までの建設ブーム [1] で増加し、人々が身近で気軽に美術鑑賞ができる機会が増大したことにより地域の文化・芸術の振興に大きな役割を果たしてきた。しかし、近年は、施設の老朽化をはじめ設置自治体の財政難による運営費の縮小や入館者数の伸び悩みなどの問題を抱えており、美術館に求められる役割も設置時とは変化していることから、2000 年までに開館した公立美術館の多くは、ソフト・ハードの両面でリニューアルが必要な時期を迎えている。

一方、国内の人口は 2008 年にピークを迎え 2011 年以降は減少が続いており [2]、特に地方は人口減少が加速化すると見込まれる [3] ことから、公費での負担の大きさが重荷となり、地方に美術館自体が必要なのかといった、存在意義を厳しく問われる局面が出てくることも危惧される。

こうした中、従来の調査研究では、美術館・博物館の老朽化に伴うリニューアルの必要性や取組の遅れなどの指摘、今後のあり方に関する提言は行われてきたが、リニューアルの進め方やその問題点などについて論じられたものは見受けられない。

このため、本研究ではまずこれまでの調査研究や論考、提言などから公立美術館を取り巻く現状や課題、美術館に求められる機能や役割の変化を整理する。

次に、近年のリニューアル事例を 9 例取り上げて、設置自治体や美術館の公表資料、ホームページなどからリニューアル方針の策定や再開館に至るまでの進め方を調査し、既存館の問題をどのように捉え、新たにどのような美術館を目指すことにしたのか、併せて選択したリニューアル手法と運営形態も検証し、それらの課題も明らかにしていく。また、現地調査により、実際の状況を確認していく。

その上で、老朽化した公立美術館のリニューアルの望ましい進め方を提示するとともに、リニューアルが困難な場合の対応の方向性についても併せて提示していく。

第 1 章 公立美術館の現状と課題

第 1 節 公立美術館の現状

文部科学省の社会教育調査 [4] によれば、2021 年現在、国内には 5,771 館の博物館があり、主として扱う資料や動植物等により 9 種類（総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館、野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館）に分類されている。

このうち、主に美術に関する資料を扱う美術博物館（以下「美術館」という。）は 1,061 館（博物館数の 18.4%）で、歴史博物館（3,339 館）に次いで多い。

設置者別にみると、都道府県と市区町村が設置する公立美術館が 591 館で 55.7%を占めており、私立美術館が 460 館、国立美術館が 10 館となっている

[図表 1、2]。

次に美術館数の推移をみると 1980 年代後半から市区町村による設置が増加し、1987 年の 379 館から 2008 年には 1,101 館と最多となり、その後は減少に転じている。私立は 2005 年をピークに減少に転じ、公立は増加が続いているものの 2008 年以降は微増となっている [図表 1、2]。

開館時期をみると、2000 年までの開館が 773 館 (72.9%) で全体の 7 割を超えており、1990 年以前が 406 館 (38.3%)、1980 年以前が 186 館 (17.5%) となり、多くの美術館で老朽化への対応が必要となる時期を迎えている [図表 3、4]。日本博物館協会[5]の 2019 年度の博物館総合調査では、公立美術館の 83.0% が施設・設備の老朽化が問題 [6] であるとし、収蔵庫も満杯状態の館が 62.4% [7] となるなど、老朽化等への対応が喫緊の課題となっている。

続いて、入館者数をみると、新型コロナ禍前の 2017 年度は全体で 6,031 万人であり、公立美術館は 3,479 万人で全体の 57.7% となっており、2004 年度以降は 3,000 万人台前半で推移している。なお、2020 年度は新型コロナ禍の影響を受け、全体で 2,523 万人、公立美術館は 1,644 万人となり、2017 年度に比べて 4 割台まで減少している [図表 5、6]。

1 館当たりの入館者数をみると 1989 年度の 95,658 人をピークに減少傾向が続き 2001 年度には 5 万人を下回ったが、その後は 5 万人台で推移している。公立美術館では、2004 年度の 65,252 人をピークに 2014 年度の 53,798 人まで減少し、2017 年度は 6 万人台を回復したものの伸び悩んでいることが窺える [図表 7、8]。

続いて美術館の制度的な位置づけをみると、博物館法には館の種類の定義はなく、登録制度を設けており、登録博物館 [8] や博物館相当施設 [9] に指定されている美術館は 1,061 館のうち 457 館 (43.1%) であり、全体の 5 割以上は博物館法での登録や指定のない博物館類似施設 [10] である [図表 9、10]。登録制度については設置主体の限定や施設整備補助金廃止によるメリットの縮小など形骸化が指摘 [11] されており、博物館法改正による見直し [12] が 2023 年度から実施されている。

また、博物館は社会教育法に基づき、公民館、図書館とともに社会教育施設 [13] に位置付けられている。新型コロナ禍前の 2017 年度をみると、図書館の施設数 3,360 館、利用者数 1 億 7,790 万人に対し、美術館は施設数 1,063 館、利用者数 6,031 万人で約 3 分の 1 となる。一方、1 館当たりの年間利用者数をみると図書館の 53,247 人に対し、美術館は 57,823 人で上回っており、博物館全体の 54,421 人や公民館の 12,555 人も上回っており、美術館の利用度の高さが窺える。なお、新型コロナ禍の影響を受けた 2020 年度の利用者数を 2017 年度と比較すると、美術館の減少割合が最も大きいことから、どのような状況下でも利用可能な環境を整備しておくことが今後の課題である [図表 11、12]。

第 2 節 設置自治体と公立美術館を取り巻く環境の変化

1990 年代のバブル崩壊以降、設置自治体や公立美術館を取り巻く社会経済情

勢は大きく変化している。従前のような経済成長が期待できない中、国や地方自治体が多額の債務を抱え、人口減少・少子高齢化の進展によりさらに財政状況の悪化が見込まれることから、地方分権や行財政改革の推進とともに規制緩和や民間活力の導入が進められた。

1999 年からは地方自治体の行財政基盤の強化を図るため、平成の市町村合併が推進され、約 10 年間で市町村数は 5 割弱まで減少したが、自治体の職員数の削減が進められる中で、行政サービスの低下や類似施設の統廃合が課題となっている [14]。

また、1999 年には P F I 法 [15] が制定され、公共施設の建設・維持管理に民間の資金や経営能力が活用できるようになり、近年公立美術館でも導入され始めている。

2003 年には指定管理者制度が導入され、公共施設の維持管理・運営を民間事業者が行うことができるようになり、現在、公立美術館の 34.7% で導入されている [16]。

2013 年には博物館を地方独立行政法人 [17] として運営することが可能となり、2019 年に大阪市は市内 5 館を運営する地方独立行政法人大阪市博物館機構を発足させている。

さらに、過去に建設された公共施設の老朽化対策が全国的に大きな課題となる中、2013 年 11 月に国は「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方自治体に対しても 2014 年 4 月に公共施設等総合管理計画や個別計画の策定を要請 [18] している。2017 年には公共施設の統合や長寿命化等に活用できる公共施設等適正管理推進事業債（以下「適正化債」という。） [19] を創設し、元利償還金に対する財政支援を行っている。

なお、地方自治体の設置する登録博物館の施設整備に関しては、国の「公立社会教育施設整備費補助金」が 1997 年度限りで廃止されている [20]。

一方、文部科学省の地方教育費調査 [21] によれば、地方自治体の博物館経費は 1994 年度の 3,200 億円をピークに 2014 年度には約 4 割の 1,300 億円台まで減少し、近年も横ばい傾向にある。特に資本的支出の減少が著しく、施設のリニューアルを行う余力が乏しい状況が窺える [図表 13、14]。また、2019 年度の博物館総合調査でも、公立美術館の 64.9% がコレクションの購入予算がゼロ [22] であるなど厳しい状況が窺える。

以上のように、設置自治体や公立美術館を取り巻く環境は大きく変化し、厳しい状況下に置かれる中で、多くの公立美術館で老朽化への対応が必要な時期を迎えている。

第 3 節 美術館に求められる役割の変化と今日的な美術館のあり方

博物館のあり方については、1980 年代後半に伊藤寿朗によって博物館像が時系列的に整理され、第一世代を「希少価値を持つ資料の保存を軸とする古典的博物館」、第二世代を「資料の公開を軸とする当時の多くの博物館」、第三世代を「市民の参加・体験を軸とした開かれた将来の博物館」とし、第三世代の博

博物館が理想像として提唱された[23]。この博物館像は目指すべき方向として関係者の支持を集め、市民の参加や地域との連携を目指す動きが進められるようになった[24]。

その後、バブル崩壊後の社会経済情勢の変化も踏まえ、日本博物館協会において21世紀に対応する新しい博物館のあり方が検討され、2003年には「社会的な使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う」、「社会から託された資料を探究し、次世代に伝える」、「知的な刺激や楽しみを人々と分かち合い、新しい価値を創造する」の3つを柱とする『市民とともに創る新時代博物館』が提案された[25]。

また、文化芸術基本法の制定に伴い2018年に策定された国の「文化芸術推進基本計画」では、博物館について、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光の拠点など幅広い役割を有し、教育、福祉、医療など様々な関係団体と連携して社会的課題を解決する場としてその役割を果たすことが求められているとしている[26]。

さらに、文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」の諮問を受けた文化審議会の2021年12月の答申において、現代の博物館は資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究の3つの基本的機能を発揮するとともに、I COM京都大会で提唱された「文化をつなぐミュージアム」となり、地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど社会的・地域的課題と向き合うための場となることが期待されているとしている[27]。

しかしながら、自館の使命を設定していない美術館がまだ4割を超えており[28]、入館者の多くは高齢者や小中学校の児童生徒で占めるなど[29]、多くの館では第三世代の博物館像を目指す取組みが美術館の関係者の中で十分共有されず地域住民にも浸透していないことから、まだ敷居が高く、幅広い世代が頻繁に利用できる身近な施設にはなりきれていないと考える。

第4節 美術館の老朽化・リニューアル等に関する調査研究

多くの美術館や博物館が直面している老朽化問題は、年々深刻化しているにもかかわらず、リニューアルの進捗や統廃合のあり方についての関心や注目度は低く、深く掘り下げた調査・研究も少ない状況にある。

こうした中、杉長敬治は、2016年1月の「日本の博物館総合調査研究」において、2013年度の博物館総合調査の回答を分析し、①約7割が施設設備の老朽化とリニューアルの必要性を認識していること、②リニューアルが必要な館のうち計画を策定し、工事を予定している館は約1割で、6割超の館で計画が策定されていないこと、③計画策定に目途が立っていない館は、リニューアルの取組が具体化している館よりも経営資源（建物延床面積・資料数・年間支出額）や事業成果（入館者数・自己収入）の面で劣っていること、などリニューアルの取組が遅れている状況を明らかにした。そして、今後の課題として、博物館がどのような理念と使命をもって開館し、どのような事業を行い、成果

は何であったのかを整理した上で、老朽化への取組、今後の在り方を決定することが重要であり、統廃合になる場合には、博物館が果たしてきた機能の維持と住民に提供するサービスの保証について、利用者と地域住民の参画を得て検討する必要があるとしている〔30〕。

次に、太下義之は、2021年5月の「ミュージアムの終活（または再生）」の論考の中で、すべての公立ミュージアムを将来に継承することは困難であり、公共施設についても保有の必要性や投資の可否とその範囲を選別するトリアージが既に導入されておりミュージアムにも適用される可能性が高いとしている。また、これまでミュージアムの閉館・廃館について全く議論されてこなかったが、人口減少と経済収縮を前提とした社会では、終活が必要な時期を迎えているのかもしれないと述べている。その上で、トリアージを生き残るためには、ミュージアムの「応援団づくり」が不可欠であり、存在意義や重要性について今まで以上の発信とコミュニケーションが必要になるとしている。さらに、存続する場合は「見せる収蔵庫」の整備など多元的な方法により存続基盤を補強する必要があり、存続しない場合は、コレクションが散逸しないよう、どのミュージアムがどんな条件で継承するのか慎重な検討が必要であるとしている〔31〕。

続いて、一般財団法人地域創造の2009年3月の『これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報告書』では、全国の公立美術館の量的拡大が一段落した後の課題を整理し、使命の曖昧さや方針の不在、学芸員の不足、個性のないコレクション形成、資料購入費や収蔵スペースの不足、地域との関係構築の弱さなどを挙げている。これらの多くは設置時に由来する構造的問題であり、美術館の自助努力だけでは解決できず、設置自治体の積極的な支援や介入が必要であり、美術館同士や教育・福祉など異なる分野の公共施設との連携も必要であると指摘している。その上で、公立美術館の経営改革を支える基盤（プラットフォーム）づくりが必要であり、そのための支援機構の設立を提言している。なお、支援機構の役割として、コレクションの共有化、相互利用の促進、共同収蔵庫の設置、人材育成や流動化の促進、情報の集積、改善支援などを挙げている〔32〕。

以上のような公立美術館の現状と課題、今日的な美術館に求められる役割の変化、これまでの調査・研究を踏まえて、第2章では、公立美術館のリニューアル事例を検証し、課題をどのように捉え、どのような美術館を目指すことにしたのかを明らかにしていく。

第2章 近年のリニューアル事例の検証

第1節 公立美術館のリニューアル事例と調査方法

近年の公立美術館のリニューアル事例の中から、公表資料等によりリニューアルの内容や進め方が確認できる次の9事例を取り上げて調査を行った。

タイプ	美術館名	再開館時期	特 記 事 項
1 新築型	富山県美術館	2017（H29）年 3 月	移転新築
	長野県立美術館	2021（R 3）年 4 月	
	八戸市美術館	2021（R 3）年 11 月	
	鳥取県立美術館	2025（R 7）年 春 予定	県立博物館の美術部門 の移転新築、P F I 方式
	福岡県立美術館	2029（R11）年度 予定	移転新築
2 改修型	福岡市美術館	2019（H31）年 3 月	P F I 方式
	京都市京セラ美術館	2020（R 2）年 3 月	ネーミングライツによる 資金導入、増築あり
3 改修型 （方針変更）	滋賀県立美術館	2021（R 3）年 6 月	当初：増改築 変更：改修
	宮城県美術館	2025（R 7）年度 予定	当初：増改築 変更：統合・移転新築 最終：改修

1 つ目は新築型の 5 館で、鳥取県立美術館と福岡県立美術館は、移転新築の手続きを進めている。

2 つ目は、既存館の改修型の 2 館で、福岡市美術館は、美術館の改修に初めて P F I 方式を採用した。

3 つ目は、既存館の改修型であるが当初の増改築方針を途中で変更した 2 館である。滋賀県立美術館は増改築工事の入札まで進んだが、建設費の高騰により不落となり、増築を断念して改修に方針変更した。宮城県美術館は当初の増改築方針を他の公共施設と統合・移転新築に方針変更して国の手厚い財政支援措置を受けようとしたが、故前川國男氏が設計した既存館の除却が条件となっていたことから、反対運動が起こり、増築無しの既存館の改修に再度変更して手続きを進めている。

次に、調査の視点は次のとおりとした。

1 リニューアルの 手続き	① 既存館の課題とリニューアル理由 ② 施設概要（施設規模、立地環境） ③ リニューアル方針の策定（基本構想・基本計画等） ④ 施設整備・運営形態（従来型・P F I、直営・委託、整備費）
2 ハード面の 措置と特徴	① 施設の基本機能 ② 美術館機能 ③ アメニティ機能（フリースペース、カフェ、ショップなど） ④ 周辺環境との調和・回遊性 ⑤ 収蔵スペースの拡充

3 ソフト面の措置と特徴	① 使命（ミッション、目指すべき姿）の見直し ② 収集方針（コレクションポリシー）の見直し ③ 美術館の機能と役割の拡充 ④ 市民・企業・関係団体との連携 ⑤ 県内美術館等との連携 ⑥ 芸術家支援
--------------	---

第2節 リニューアル事例の検証結果〔資料1参照〕

（1）リニューアルの手続き

1つ目のリニューアル理由は、既存館の老朽化・狭隘化や近年の大型作品などに対応できない展示・収蔵機能の低下などへの対応であり、ほぼ共通している。

2つ目の施設概要については、福岡市を除く8館では既存館の狭隘化への対応のため、延床面積を増加させる方向で進められた。長野県立美術館では本館の延床面積が約3倍に拡張され、別館を含めて3つのゾーンで独立的な運用となったため、相互の連携が希薄でコンパクトな運営も難しいなどの問題が見受けられた。改修型（方針変更）の2館では増築が取りやめとなり、狭隘化の問題が先送りされている。

立地場所は都市公園が7館、中心市街地、文教地区が各1館となっており、すべての館で周辺環境やアクセスが良好で人々が集まりやすく、近隣施設との連携も可能な立地となっている。

3つ目の方針の策定については、すべての館において、有識者の検討を踏まえて基本的方向性や具体的な内容を構想や計画に定めた上で進めており、策定された方針には既存館の課題を踏まえたソフト・ハード両面での対応が記載されている。

4つ目の施設整備の方式は、従来方式とPFI方式の2つに分かれ、PFI方式導入が検討されたのは4館で、うち2館で総コストの軽減効果ありとの判断により導入されている。PFI方式の導入は近年増え始めているが、導入の可否を検討していない自治体もまだ多い。

PFI方式の2館では資金調達、設計、施設整備、維持管理・運営までを一括契約により民間事業者が実施するが、学芸業務は直営継続となっている。

一方、従来方式の7館では設計は公募、施設整備は入札により民間事業者が実施することが基本であり、運営形態は直営が3館（2館で一部委託あり）、指定管理者への委託継続が2館、未定が2館（リニューアル手続き中）である。また、従来方式では、多額の施設整備費の調達が必要であり、4館で国の支援措置の活用により自治体の負担額を軽減している。なお、京都市は50年間のネーミングライツ契約により施設整備費の約半額の50億円を賄ったが、その賛否は分かれており〔33〕、多額の資金提供が可能な企業の存否の問題もあり、他の自治体での応用は難しい。

【リニューアル手続きの流れ（従来型とPFIの違い）】

	企画	方針 策定	資金 調達	設 計	施設整備	維持管理・運営
従来型	行政	有識者 ・行政	行政	公募・発注 (設計者)	入札・発注 (建設業者)	行政直営・ 委託(指定管理者)
P F I			公募・一括発注（設計、建設、維持管理・運営など 複数事業者で構成される特別目的会社）			

- ※1 従来型の施設整備の資金は自治体が地方債等で調達
- ※2 PFI方式では、施設整備の資金は民間が調達し、運営費を含めた全体の経費を契約期間内に自治体が割賦で特別目的会社に支出し、公費負担の平準化を図る場合が多い。
- ※3 施設整備に対する国の支援措置（2023年度）には、適正化債の元利償還金に対する交付税〔宮城県活用予定〕、市町村の都市再生整備計画に基づく社会資本整備総合交付金〔八戸市活用〕などがある〔資料2参照〕。

（2）ハード面の措置と特徴

1つ目の施設の基本機能については、すべての館でバリアフリーの徹底、ユニバーサルデザインの導入、防災機能の強化など、誰もが安全に利用しやすい施設となっている。

2つ目の美術館機能については、すべての館でコレクション展や企画展などに対応できる複数の展示室、ワークショップなどの交流スペース、市民ギャラリーを整備するほか、多くの館で創作スペース、多目的ホール、図書・情報スペースなど教育普及事業での交流や体験活動等を重視した整備がなされている。また、富山県ではデザイン専門の展示室、長野県では視覚以外の鑑賞が可能な作品展示用ラボ、八戸市では映像インスタレーション用のブラックキューブ、京都市では現代アート用展示室、宮城県では見える収蔵庫など各館独自の取組が見受けられる。

3つ目のアメニティ機能については、すべての館で自由に利用できるエントランスロビーなどのフリースペースの整備とともに、カフェ・レストラン、ミュージアム・ショップの設置・拡充を行い、美術館機能以外の利用も促進しようとしている。また、椅子・ベンチの設置や施設内の回遊性の向上などくつろぎやすい空間づくりを行っている。富山県ではキッズスペースや屋上の子供の遊び場、長野県では屋上テラス、八戸市ではジャイアントルーム、鳥取県、福岡市ではキッズスペース、滋賀県ではファミリールームなど各館独自の取組も見受けられる。

4つ目の周辺環境との調和・回遊性については、既に再開館している6館すべてで公園との調和や一体化、街路からのアプローチ整備、案内サイン設置による立ち寄りやすさの向上など、各館の立地環境に応じた取組が行われている。また、手続き中の2館も同様な取組が計画に記載されている。

5つ目の収蔵スペースについては、8館で拡充されるものの、拡充規模の余

裕年数が明示されておらず、十分なスペースが確保されるのか不明である。なお、改修型（方針変更）は、滋賀県で拡充がなく、宮城県でも当初方針での拡充予定が半減されている。

全体に共通するハード面の特徴を整理すると、展示・教育機能などの基本機能を拡充するとともに、美術館機能以外の利用も促進するため、自由に利用できるスペースを整備し併せて施設内外の回遊性の向上も図っており、従前の敷居の高い美の殿堂的な空間を見直し、様々な人々が利用できる開かれた空間づくりを行っている。

（３）ソフト面の措置と特徴

１つ目の使命については、すべての館で方針策定の中で使命や目指すべき姿を見直している。このうち既に再開館している５館（方針変更の滋賀県を除く。）をみると、富山県、八戸市、福岡市では方針に記載された使命等の文言がＨＰでは変更されておりその経過や理由が不明である。また、京都市ではＨＰやパンフレットに使命の掲載がなく、長野県では方針、館報、ＨＰ、パンフレットに掲載された新館の特徴の紹介文の中に使命が埋没して特定することが難しい。なお、方針変更した滋賀県では新たな使命がＨＰに掲載されているが見直しの経緯が不明でありパンフレットも作成されていない。

また、使命や目指すべき姿の表現をみると、建築のコンセプトが前面に出ている、総花的である、柱が多すぎる、地域の特性や館の独自性が欠けている、などの問題が見受けられ、総じて簡潔でなくわかりにくい。さらに、リニューアル後の周知状況をみると、周知する媒体、手段、機会がほぼＨＰなどに限られており〔34〕、リニューアル前に使命等の見直しに費やしてきた時間や労力に比べて市民や地域へ存在理由と目的を周知しようとする意識や姿勢が弱い。

２つ目の収集方針については、４館で見直しが行われ、従前は対象外であった現代美術を追加している。なお、見直しのない５館では従前より現代美術を対象としている。殆どの館で展示室の改装により現代美術の展示を積極的に行うとしているが、教育普及事業での特別な取組は見受けられない。

３つ目の美術館の機能と役割については、７館（新築型は５館すべて）で美術館の基本機能を拡充するほか、多くの館で館外の人々との協働・連携の取組を実施している。具体的には八戸市の市民・地域と協働しながら地元の祭りの文化をアートの観点で捉える展示やプロジェクトなど様々な企画を実施するパイロット事業、鳥取県の県民参画のワークショップづくり隊、京都市の芸術系大学との連携、富山県のゲストキュレーター制度の導入、長野県のアトライブラリー新設による研究者の支援などである。他にも独自の取組として宮城県の見える収蔵庫による展示などが見受けられる。

４つ目の市民・企業・関係団体との連携では、従前からの友の会、ボランティアによるサポートなどのほか、上記のように館外の人々との協働など新たな取組により連携を強化している。八戸市では「市民・地域とともにつくる美術館」として主体的に参画する市民を「アートファーマー」、協働・連携す

る地域の団体、アーティスト、教育機関、企業等を「共創パートナー」と位置付けている。また、富山県、鳥取県、宮城県では企業の福利厚生での利用促進を掲げており、鳥取県、宮城県では美術館の新たな「応援団づくり」を計画し、福岡県では福祉・ゲーム産業との連携による特別展など独自の取組も計画している。

5つ目の県内美術館等との連携では、3館（富山県、長野県、八戸市）で展覧会や教育普及事業の共同企画などが計画に記載されている。

なお、鳥取県では基本構想の検討の中で県内の公立博物館など21施設を一括管理する地方独立行政法人の設置の可能性について関係市町村と検討を行ったが、課題が多くさらなる検討は進めないとの結論となった。これ以外に、県内の美術館・博物館における施設の老朽化、収蔵スペース不足などの諸課題への対応などを検討している事例は見受けられなかった。

6つ目の芸術家の支援については、すべての館で支援するとしており、うち5館でアトリエ・ギャラリーでの公開制作や展示、市民との交流を通じて支援することとしている。また、福岡市では改装した白壁を活用した新進作家による壁画制作、京都市、滋賀県では新進作家専用の展示スペースの新設により支援を行っている。

第3節 方針変更した事例の問題点

当初方針を変更した改修型の事例（滋賀県、宮城県）について検証する。

まず、方針変更の手続きについて、変更する理由や変更方針が当初方針を検討した有識者に諮られておらず、また、当初方針の増改築を断念したことにより、施設の狭隘化等への対応や今日的美術館としての機能拡充などが先送りされることになり、今後の対応方針も検討されていないなどの問題がみられる。

次に、滋賀県の当初方針では、既存館に琵琶湖文化館（2008年から休館）の機能を加えた新生美術館として既存館を増改築することとしていたが、建設単価の高止まりの中で施設整備費の上限と定めた47億円に収めることができないと判断し、既存館の老朽化対策を優先した改装（11億円）に方針を変更した。その後、琵琶湖文化館は基本計画の策定により新設（整備費見込額69億円）する方針となり、2027年度の開館に向けてPFI方式により手続きを進めている。

以上の方針変更により、既存館の改装費と琵琶湖文化館の新設整備費見込額の合計は80億円となり、当初方針の2館統合に向けた増改築整備費上限額47億円を大きく上回っただけでなく、既存館の収蔵スペース不足などの諸課題も先送りされ、当初方針の手続きに費やした時間や労力も無駄になった。

こうしたことを勘案すると、当初方針に沿って整備費を増額して進めた方が別々に整備するよりも公費負担額が少なくなった可能性があり、既存館の諸課題の先送りも避けられ、仮に2館の統合に適正化債が活用できればさらなる公費負担軽減の可能性もあり得たと考えられる。なお、建設費の高騰は外部要因

であり、事業者との契約後に増額の予算措置をしている鳥取県の例〔35〕も見受けられることから、関係者の理解を得ることは可能であったと考える。

【滋賀県の方針変更による施設整備費の比較】

	既存館	琵琶湖文化館	計
当初方針 (新生美術館)	47 億円 (2 館の統合に向けた増改築工事費の上限)		47 億円＋増加額
方針変更 (別々に整備)	11 億円＋先送り分 (小規模改装実績)	69 億円 (新設整備費見込)	80 億円＋先送り分

続いて、宮城県では、当初は教育委員会の主導により既存館の増改築方針を定めたが、国が手厚い財政支援を伴う適正化債を創設したことなどを受け、震災復興・企画部が中心となって老朽化した県有施設の再編整備の検討を行い、県民会館とNPOプラザの2施設と統合して移転新築する方針に変更した。しかし、多くの県民や団体から反対の声が上がる中、約1年後に統合による移転新築は断念し、既存館を増築なしで改修して存続させる方針に再度変更した。

設置自治体の財政負担を抑制するため、施設の統合によりスリム化を検討することは妥当であると考えるが、今回のケースは県民会館とNPOプラザの統合・移転新築では適正化債の対象とならない中、美術館を統合に加えることで3施設全体の新築整備に対して適正化債による国の支援措置が受けられるメリットが生じるため当初方針を変更したものである。

【宮城県の方針変更による施設整備費（工事費＋設計・監理費）の比較】

	美術館	県民会館・ NPOプラザ	3施設合計	適正化債の対象 (※)
当初方針 (改修・増築有)	58.8 億円	252 億円	310.8 億円	58.8 億円 (長寿命化)
方針変更 (移転・複合化)	(3施設統合)		322.8 億円	322.8 億円 (複合化)
最終方針 (改修・増築無)	30 億円	252 億円	282 億円	30 億円 (長寿命化)

(※) 長寿命化：起債充当率 90%、交付税 30～50%（財政力で変動）

複 合 化：起債充当率 90%、交付税 50%

県民会館とNPOプラザの移転新築費約250億円に対しても国の支援を受けることができれば財政上極めて大きいメリットである。一方で、適正化債（集約・複合化事業）の条件は統合前に対応する施設の延床面積が減少することと既存施設の除却（転用、譲渡、撤去）であり、新たな機能の追加部分は対象外である。また、3施設統合案では県民会館の延床面積は従前より大きく増加す

るのに対して、美術館の延床面積は減少することになり、美術館の当初方針の機能は実現させるとの説明がなされていたものの、当初方針を検討した有識者に諮っていない統合案が仮に具体化された場合にどこまで当初方針を反映できたかは疑問が残る。

【宮城県の方針変更による施設規模（延床面積）の比較】

	美術館	県民会館	NPO プラザ	統合時共有化 想定部分(※)	合 計
既存施設	15,120 m ²	12,470 m ²	1,262 m ²	—	28,852 m ²
当初方針 (改修・増築有)	18,175 m ² (+3,055 m ²)	17,058 m ²	1,137 m ²	3,932 m ²	40,302 m ²
方針変更 (移転・複合化)	11,680 m ² (▲3,440 m ²)	17,058 m ²	1,132 m ²	2,780 m ²	32,650 m ²
最終方針 (改修・増築無)	15,120 m ²	17,058 m ²	1,137 m ²	3,932 m ²	37,247 m ²

(※) ギャラリー、会議室、講堂・スタジオ、アトリエ、カフェ等を想定

最終的に、故前川國男氏設計の既存館の除却が困難なため、3施設の統合を取りやめて、増築なしの改修に変更することとしたが、その理由として既存建築の文化的価値と公費負担軽減を挙げていた。しかしながら、美術館の施設整備費が当初方針の増築ありの59億円から増築なしの30億円に減額されるとともに諸課題の一部が先送りされたことに比べ、県民会館とNPOプラザの移転新築の施設整備費の約250億円には変更はなく、スリム化など行政経営的な視点が両者に同じように適用されたのかは疑問が残る。

以上の2事例を整理すると、美術館のリニューアルに際しては、設置自治体の負担額の大きさから経済合理性や財政規律が重要な要素になりがちであり、首長の考え方に左右される部分が大きく、議会や市民をはじめ多くの利害関係者の理解や調整も必要となる。しかしながら、こうした視点を優先しすぎるのではなく、美術館が将来にわたり市民や地域にもたらす多面的な価値の重要性を首長や利害関係者が十分理解できるよう、設置自治体の担当部署と美術館関係者が共通の認識のもとに十分な説明を尽くした上で適切な判断・決定につなげていくことが求められる。また、財務面の制約により方針変更となる場合も、変更手続きの透明性を確保しながら、変更に伴う諸課題への対応方針も早期に策定する必要がある。

第3章 公立美術館のリニューアルのあり方

第1節 リニューアルの課題と今後の進め方

最初に手続き面では2館が施設整備にPFI方式を採用しており、施設整備から維持管理・運営までのライフサイクルコストが明示される透明性の高さ、

総コストの抑制、民間のノウハウの活用の面から利便性や有効性が高く、今後導入例が増加すると考える。導入の可否を検討していない自治体では優先的検討規程の整備により、可否を判断できる体制を整備する必要がある。ただし、美術館への本格導入例はまだ少なく、今後運営に関する課題も明らかになると考えられることから、先進例の経過を十分注視して判断する必要がある。

また、従来方式を選択する場合には、適正化債の活用が可能となるが、他施設との統合では、統合前に対応する延床面積の減少が条件となることから、施設の狭隘化や収蔵スペースの不足などの課題解決が損なわれないよう注意する必要がある。また、従来方式では、施設整備費や運営費が単年度予算で示され、美術館関係職員の人件費も自治体全体の人件費に内包されることから、利害関係者が施設整備の全体額やライフサイクルコストを把握することが難しいという問題があり、PFI方式との比較などを通じて透明性の向上を図る必要がある。

今回の9事例は10億円以上から111億円まで多額の施設整備費を要する大規模な案件であり、公費負担の縮減対策をできる限り講じていくことは行政にとって極めて重要なウェイトを占める。改修型（方針変更）の問題点も踏まえると、国の支援措置や資金調達など公費負担の縮減だけでなく、長期的な視点で施設整備の効果が最も期待できる案の中から、住民の理解が得られる方法を的確に選択することが必要となる。

次に、ハード面では、すべての館で施設の基本機能の向上により誰もが安全で利用しやすい施設となり、また、美術館機能についても展示・教育普及機能の向上を重視した整備が行われるとともに、独自の機能も付加されている。美術館機能の向上とともに館独自の特徴を備えることは極めて重要である。

アメニティ機能についてもすべての館でフリースペースが整備され、快適な空間づくりが意識されており、周辺環境との調和や回遊性の向上も意識されている。公立美術館の施設の快適性は利用者の満足度や再利用意向、他者推奨といった総合評価に直接的に影響を与えるとの研究結果〔36〕も示されていることから、利用者の増加に向けてアメニティ機能の向上は必須である。

収蔵スペースについては、滋賀県を除く8館で拡充しているが、どの程度の余裕期間を見込んだのか不明であり、拡充に伴う余裕期間を明示する必要がある。また、増築のない改修に至る場合も、残余期間や満杯に至った際の対策も明示する必要がある。

続いてソフト面では、多くの館において、見直された使命や目指すべき姿の文言が総花的であり訴求力が弱いだけでなく、リニューアル方針で明記された文言と再開館後のHPなどの文言が相違する例も見受けられる。

館の使命は地域に必要とされる美術館として今後も生き残っていくために極めて重要なメッセージであり、館の独自性も含めて市民に伝わるよう簡潔かつ明確な文言とし、再開館後もHPでの発信だけでなく、年間スケジュールや展覧会のチラシへの掲載、展示・教育普及の現場での発信、マスメディアやSNSの活用〔37〕など様々な媒体や機会の拡大を通じて繰り返し発信していくこ

とが必要である。

収集方針については、すべての館が現代美術を収集することとしているが、現代美術には美や独自性だけでなく社会の矛盾や課題、批判、少数派の声などが様々な形となって表現されており、今日的な美術館として社会や地域の課題解決の場となるためにも積極的な収集及び展示を通じてメッセージを発信し問いかけを行うことは非常に重要である。

美術館の機能・役割については、公立美術館において展示方法の品質と従業員が提供するサービスの品質が教養の獲得を促しその教養の獲得が利用者の総合評価を高めるとの研究結果[38]が示されていることから、特に展示・教育機能の拡充は必須である。ここでの教養とは「新たな感性、ものの見方、価値の多元性に結びつく知識」と定義していることから、利用者の価値観を揺さぶるような現代美術に関する展示と教育普及事業の強化が有効と考えられる。

現代美術は認識の美術であると言われ、社会的課題と直接関わるテーマも増えており、作品を通じて様々な世界の眺め方や見方を知ることが新たな教養の獲得となり、北山研二も「現代アートは見た目の美しさや癒しではなく、諸感覚を動員する新しい世界の認識法になる」と述べている[39]。一方で、作品の姿形よりも存在意義と流れを知らなければ作品を理解することができない場合も多く、美術史的な位置づけ、時代背景、作者のコメントや書籍などの前提知識についてコンシェルジュ的な情報提供から中長期講座まで来館者のニーズに応じた教育普及事業が必要である。

市民・企業・関係団体との連携については、新たな「応援団づくり」や企業の福利厚生利用促進以外に新しい取組は少ないが、たとえば中山道広重美術館のスポンサー制度[40]のように特定日の特定時間帯の観覧料を無料にして地域の民間企業による支援金で充当する仕組みは、当該企業の従業員を含めて広く市民の観覧の促進につながる効果が期待できる。また、芸術にはイノベーションの誘発剤としての役割[41]があるとされており、企業が抱える課題の解決や発想の転換に対する効用が期待できることから、企業等との連携づくりを積極的に拡大していくことは大きな相乗効果を生み出す可能性を秘めている。

また、展示・教育普及活動に関する企画や実施に関して、多くの館で市民や地域など館外の人々との協働・連携を志向している。たとえば、八戸市のように市民・地域と協働しながら地元を代表する「八戸三社大祭」をアートの観点で捉える展覧会やプロジェクトなど地域に関する様々な企画を推進していくことは、美術館が市民や地域に浸透し、市民活動や地域活動との一体化にもつながっていくことから、非常に重要である。

県内美術館との連携については、鳥取県での地方独立行政法人の検討以外に諸課題の検討をしている事例はなかった。今回取り上げた館は地域の中核的な美術館であり、地域内の美術館の抱える諸課題を協議し、リニューアルの中で対応可能なことを反映させていくことも今後必要になると考える。

芸術家の支援については、すべての館で公開制作や展示、市民との交流等を通じて支援することとしており、教育普及事業と関連付けた取組や作品収集を

拡大していくとともに、収蔵品の観察機会の提供などを行うことも有効と考えられる。また、たとえば 1950 年から 60 年代を中心に福井県等では市民が若手芸術家の作品を購入して支援する小コレクター運動 [42] の取組が進められたが、東京国立近代美術館での「コレクター・チャレンジ」[43] を参考として「自分の家にはどの作品が似合うだろうか」という視点で現代美術の展覧会を開催し、地元の画廊 [44] や民間の総合住宅展示場 [45]、地域のアートプロジェクト [46] などとも連携してコレクター養成につながる教育普及事業も組み合わせながら新たな形で展開させることも有効と考えられる。美術館が市民や地域と連携することにより地域全体でコレクターやパトロンの役割を担うことは、今日的美術館の役割を果たすとともに独自性のある美術館づくりにつながると考える。

以上のことから、全体的な課題と方向性を整理すると、リニューアル方針には今日的な美術館としての機能や役割の拡充を掲げているが、再開館後の状況を見るとまだ十分実現されていない館が多く見受けられる。また、地域の美術館として独自の機能、役割も十分発揮されていない。このため、リニューアル後も市民や地域のニーズを把握するとともに方針の内容が具体化されているか外部評価制度を活用しながらチェックし、PDCA サイクルにより不断の改善に努めていく必要がある。

また、リニューアルの理想的な進め方としては、方針策定の段階から、市民や地域が参画し、市民や地域が総ぐるみで美術館事業を企画し運営することを念頭において進めていくことで、美術館が市民や地域に浸透し、市民活動や地域活動と一体化し、様々な立場の人々が訪れ、集い、楽しみ、学び、交流する開かれた拠点として「サードプレイス（家庭でも職場・学校でもない第 3 の居心地の良い場所）」[47] となり、地域の結節点となっていくことが望ましいと考える。

そしてハード的には従前の敷居の高い美の殿堂というイメージを改め、日常的なくつろぎや憩いと非日常の知的な探求・体験の両面性を有する施設、いわゆる贅沢品的な施設から必需品的な施設になることが求められる。ソフト的には今日の美術館に求められる共通の機能・役割を土台として、ここにしかない建物、ここでしかみられないモノ、ここにしかない事業、ここでしかできない体験、ここに来ないとできない交流、ここにリンクしなければ得られない情報やネットワークなど、唯一無二的な個性・独自性が組み入れられて強力に発信していくことが求められ、それが将来に向けて生き残りの鍵にもなると考える。

今日的な美術館の機能・役割（共通性）＋ここだけの機能・役割（独自性）

第 2 節 リニューアルが困難な公立美術館の対応について

丹青研究所の調査 [48] によれば、2006 年度から博物館のリニューアル館数が新設館数を上回ることとなり、美術館のリニューアル館数は新設館数をまだ上回っていないものの 2010 年度以降は毎年 20 館以上となっている [図表 15、16、17]。また、2013 年度の博物館総合調査でも美術館の 24.5% がリニューア

ルを完了または必要なしと回答 [49] しており、リニューアルがある程度進んでいることが窺える。

しかし、2019 年度の博物館総合調査では施設設備の老朽化が問題であると回答した公立美術館は 83.0% [50] であり、公共施設等総合管理計画での今後 5 年以内の位置づけ [51] は「建替え及び改修」が 41.9%、「現状のまま存続」が 51.3%となっており、老朽化を問題としている公立美術館の約 5 割しかリニューアルの目途が立っていない。また、「廃止」と「用途変更」が 1.9%で、存続を断念した館も見受けられる。

杉長敬治は 2013 年度の博物館総合調査に回答した公立博物館の 36.0%が、2014 年に日本創成会議・人口減少問題検討分科会（増田レポート）が提示した消滅可能性都市とされる 896 の自治体 [52] に設置されていることを明らかにしている。公立館のうち館数の多い 3 館種（美術、郷土、歴史）をみるとそれぞれ 31.2%、50.5%、34.0%となり、郷土博物館が消滅可能性都市に設置されている割合が最も高い [53]。さらに消滅可能性都市 896 に立地する 3 館種の経営資源（職員数、建物延床面積、資料数の 1 館当たりの平均値）を比較すると、美術館は職員数、建物延床面積が最も多く、資料数は最も少ない。一方、郷土博物館は職員数、建物延床面積が最も少なく、資料数は最も多い [54]。

これらの経営資源の比較からみると、美術館は職員数や建物規模の面では公費負担が大きい、保管資料は一般的に流動性が高く地域性が低いものが少なくない。これに対し、郷土博物館は地域性が高く流動性の低い資料を数多く保有し、職員数や建物規模の面では公費負担が小さいと言える。こうしたことから、今後、消滅可能性都市の自治体の財政難により文化施設のトリアージが導入された場合、美術館が不利になる局面が危惧され、地域性や独自性を持たない公立美術館は生き残ることが難しいと考える。

杉長は、「博物館が、今後老朽化問題と深刻な財政難を乗り越えていけるのか、消えていくのか、大きな岐路に立っている」[55] と警鐘を鳴らしており、さらに数年経過し事態はより深刻化していると考ええる。

今回取り上げたリニューアル事例は比較的規模の大きい自治体の事例であるが、人口規模が小さく行財政基盤の脆弱な中小規模の自治体において単独でのリニューアルが難しい場合、余力があるうちに①他の公共施設との統合、②機能縮小、③廃止などの対応を考えていく必要がある。

施設統合については、複数の自治体での統合も適正化債(2027年度まで延長)の対象となり、美術館・博物館など同種の集約化であれば共有部分も多く、その減少分を収蔵庫の拡充に充てることも考えられる。

また、統合が難しい場合は、共同収蔵庫 [56] の設置やこれに伴い展示機能のみを残す機能縮小が考えられ、共同収蔵庫については国に対し支援を要望するとともに宮城県で導入を検討している「見せる収蔵庫」としての活用も有効と考える。

さらに、廃止を選択せざるを得ない場合に備えて、閉鎖する館の収蔵品の散逸を防ぐため、収蔵品を承継する受け皿となる美術館の斡旋・調整と円滑な承

繼に必要な資金の支援を行うセーフティネットの仕組みを整備する必要がある。その例として、金融機関の破綻時に預金等を保護する預金保険制度〔57〕を参考とした仕組みを提示する。この制度は預金保険機構（政府、日銀、民間金融機関が出資して設立された特殊法人）により運営されているが、預金等の保護の複数の方式のうち、合併、事業譲渡等により破綻金融機関の預金等を引き継ぐ救済金融機関に資金援助を行う方式を参考として、収蔵品を預金等に見立てて保護をする仕組みが一例として考えられる。たとえば、公立美術館連合による支援機構が受け皿となる美術館を斡旋・調整し、国の補助なども得て受け皿となる救済美術館に資金支援を行い、閉鎖館の収蔵品と事業の譲受を円滑に進めるイメージである〔図表 18〕。

こうした取組のためには、2009 年の一般財団法人地域創造の研究で提言された公立美術館の経営改革を支える支援機構の設立により、諸課題への支援体制を整えることが必要である〔58〕。

まずは、都道府県単位の博物館協会・協議会〔59〕などで老朽化に関する課題の共有と対応策の検討について早期に議論を進めていくべきであり、規模の小さい市町村の美術館は市町村の担当部局を通じて都道府県に必要な支援を要望していくことも重要である。また、日本博物館協会や全国的な美術館の連携組織〔60〕などでも議論を提起し、対応策の検討を進めていくとともに国に対する要望活動も必要となる。

おわりに

リニューアルの事例ではすべての館がソフト・ハード両面で様々な人々が利用できる開かれた空間づくりを目指しているが、リニューアル方針で掲げた目指すべき姿の実現までにはまだ至っていない。

最終的に目指す方向としては、今日的な美術館の機能と地域特性を兼ね備えた唯一無二の美術館となるよう、市民や地域が総ぐるみで美術館事業を企画し運営することであり、美術館が市民や地域に浸透し、さらに市民活動や地域活動と一体化していくことで、様々な立場の人々が訪れ、集い、楽しみ、学び、交流する開かれた「サードプレイス」になることが望ましいと考える。

このためには、次の 5 つの方向性に向けたソフト・ハードの整備が必要と考える。

1 つ目は、美術館の使命や目指すべき姿を明確にした上で、これまでのように自館の HP だけでなく、チラシへの掲載、展示・教育普及の現場での発信、マスメディアや SNS の活用など様々な媒体や機会の増大により繰り返し発信し、市民が美術館の理念や役割を共有することで市民や地域とともに美術館をつくっていく基盤を整備する。

2 つ目は、収集・保存、展示・教育、調査研究などの基本活動の強化に加えて、八戸市のように「市民・地域とともにつくる美術館」として地元の祭りの文化をアートの観点で捉える展覧会やプロジェクトなど、市民や地域、企業等

の主体的な参画を推進し、地域に関する様々な企画を積極的に展開する。

3つ目は、現代美術の収集や展示だけでなく、教育普及プログラムと連動させることで問いやメッセージ、新たなものの見方を強力に発信し、多様性への学びや社会的な課題解決の糸口を探る場としての役割を担う。

4つ目は、若手や新進芸術家の公開制作による交流や展覧会の開催に留まらず、地元の画廊、地域のアートプロジェクトなどとの連携やコレクター養成につながる教育普及事業の展開により、美術館が中心となって地域全体でコレクターやパトロンの役割を担って芸術家を育成・支援していく仕組みを構築する。

5つ目は、地域内の他の美術館との共同企画・事業により協働・連携を推進するとともに、施設の老朽化や狭隘化など共通する諸課題の解決に向けて連携を強化する。

他方で、単独でのリニューアルが難しい中小規模の美術館については、統廃合や機能縮小などの選択も可能となるよう、全国の公立美術館が連携して支援機構を設置し、共同収蔵庫の設置や閉鎖館の収蔵品を継承するセーフティネットの構築など諸課題への支援体制を整備する必要がある。このためには、都道府県単位の博物館協会・協議会や全国的な美術館の連携組織等において課題の共有と対応策の検討に着手し、併せて国や都道府県への要望活動も必要である。支援体制の具体的な仕組みについては今後の検討課題とする。

最後に、地方の公立美術館の置かれた環境は今後さらに厳しくなることが危惧されることから、リニューアル事例の検証を通じて得られた課題と今後の望ましい進め方が公立美術館の再生に向けた一助となることを期待する。

(総文字数 19,974 字)

註

- [1] 並木誠士・吉中充代・米屋優編『現代美術館学』昭和堂、1998年、p55-56。
一般財団法人地域創造『これからの公立博物館のあり方についての調査・研究報告書』2009年、p9、巻末参考資料1「日本の美術館開館年表」。
- [2] 総務省統計局『人口推計—2022年（令和4年）10月1日現在—』（令和5年6月発行）、p.1-2
- [3] 国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』によれば、2045年の総人口は、7割以上の市区町村で2015年に比べ2割以上減少すると推計している。
- [4] 文部科学省が社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的としておおむね3年毎に実施
- [5] 日本博物館協会は、館種を超えて日本の博物館の組織化を図っている唯一の団体。1928（昭和3）年に博物館事業促進会として発足し、1931（昭和6）年に「日本博物館協会」に名称変更し、1940（昭和15）年に社団法人、1986（昭和61）年に財団法人に改組し、2013（平成25）年に公益財団法人に移行。1971（昭和46）年から国際博物館会議（I C O M）日本委員会の事務局も兼ねている。
国や自治体の博物館に対する動向を各館に伝える一方、各館の状況や課題を把握して行政や設置者に訴えとともに、月刊誌『博物館研究』の発行、全国博物館大会や研究協議会の開催、時々の課題に応じた調査研究事業など多様な活動を介して博物館相互の課題や情報の共有を図り、博物館を取り巻く良好な環境づくりを行っている。約1,200の施設が加盟し、同協会のデータベースに登録されている博物館は4,468館（2023年3月末）。
<https://www.j-muse.or.jp/>（2023年6月15日閲覧）
- [6] 公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和2年9月）』2020年、p.229。同協会は1974年以来、博物館の管理運営について総合的な調査を行っており、令和元年度は10回目の調査である。直近では平成25年度、20年度、16年度に調査が行われている。
令和元年度の調査は、同協会のデータベースに登録されている4,178館を対象とし、有効回答館数は2,314館（回収率55.4%）で、このうち美術館の回答館数は497館、公立美術館（国立館11館を含む。）は277館である。
- [7] 同書、p.233
- [8] 博物館法第2条に規定する博物館。所在地の都道府県または指定都市の教育委員会による登録を受けたもので、登録要件は建物・土地と資料があり、学芸員その他職員を有し、年間150日以上開館することである。設置主体は地方自治体、一般社団法人・一般財団法人、宗教法人等に限定されていた（法改正により2023年度から緩和）。
なお、指定都市とは、地方自治法で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定され、都道府県と同等の行財政能力などを有していることが必要となることから、全国の792市（2022年10月現在）のうち、概ね人口が70

万人以上の 20 市が指定都市となっている。

- [9] 博物館法第 29 条の規定により登録博物館に類する事業を行う施設とされ、国が設置するものは文部科学大臣が、その他の施設は都道府県または指定都市の教育委員会が指定するもので、要件は専用の施設・設備と資料があり、学芸員に相当する職員がいて年間 100 日以上開館することである。設置主体の制限はなく、営利法人や私人等の設置経営も可能である。
- [10] 社会教育調査の対象として昭和 62 (1987) 年度調査から追加されており、「博物館と同種の事業を行い、博物館法第 29 条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模（美術館は建物の延面積 132 m²以上）の施設」とされている。
- [11] 栗原祐司『基礎から学ぶ博物館法規』同成社、2022 年、p. 185-202。
文化庁文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について（2021. 12. 20）」2021 年、p. 6-7、p19-20。
- [12] 登録博物館の設置者要件の限定の撤廃や登録審査手続き等の見直しを主な内容とする「博物館法の一部を改正する法律」が 2023 年 4 月 1 日に施行
- [13] 社会教育法は第 5 章に公民館の規定を置くほか、第 9 条第 1 項で「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする」と規定
- [14] 総務省『「平成の合併」について（平成 22 年 3 月）』によれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、1999 年から 10 年間、政府主導で合併特例債などの手厚い支援措置により推進され、市町村数は 1999 年 3 月末の 3,232 から 2010 年 3 月末には 1,730 と 5 割弱まで減少。2023 年 3 月末で 1,718。
総務省『令和 4 年地方公共団体定員管理調査結果の概要（令和 4 年 12 月公表）』によれば、地方自治体の総職員数は 1994（平成 6）年の 328 万 2 千人をピークとして 2016（平成 28）年の 273 万 7 千人まで一貫して減少（16.6% 減）。その後は横ばいから微増傾向で、2022（令和 4）年は 280 万 4 千人である。https://www.soumu.go.jp/main_content/000852766.pdf（2023 年 8 月 18 日閲覧）
- [15] P F I はプライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の略で、1999 年 7 月制定の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（P F I 法）に基づき 2000（平成 12）年 3 月に基本方針が策定され、P F I 事業の枠組みが設けられた。
公共施設の建設は、従来方式では一般的に設置自治体が設計者・建設業者に発注し、資金は地方債（借金）などで調達し、維持管理は直営か指定管理者等の委託を選択していたが、維持管理側からみると効率的な管理・運営が難しい場合もあった。P F I 方式では、設計・建設から運営、維持管理に至る業務を民間（設計・建設・維持管理など複数事業者で構成される特別目的会社）に包括的に発注（長期の一括契約を締結）することにより、建設資金は民間が調達し、行政は割賦で毎年支出することが可能となり公費負担の平準化が図られる。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し

ながら維持管理までを念頭において設計・建設をするため、従来方式より総コストが軽減される効果が期待されるもので、自治体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法の適用を検討することになる。具体的にはVFM (Value for money: 従来方式よりも総コストが削減される割合) の有無を評価して導入の可否を判断する。

2011年の法改正では公共施設等運営権制度（コンセッション方式）が導入された。これは利用料金の徴収を行う施設について、公共が施設の所有権を有したまま、施設の運営権を民間に設定するものである。従前は民間は料金徴収の代行に留まり料金収入は公共に帰属していたが、料金収入が運営権者に帰属することとなるため料金増加に対するインセンティブが自ずと働くこととなる。

2015年12月に国は人口20万人以上の自治体（2021年には人口10万人以上に拡大）に対しPPP/PFI手法導入優先的検討規程を定めるよう要請している。なお、PPPとはPublic Private Partnershipの略で官民協働事業として指定管理や業務委託などを含めた公共施設の建設、維持管理、運営等に関する幅広い事業手法の総称である。

公立美術館の建設や改修では、神奈川県立近代美術館、福岡市美術館（改修）、弘前れんが倉庫美術館（倉庫を改修して美術館新設）、大阪中之島美術館（運営権設定）、鳥取県立美術館などでPFIを導入している。

PFIの事業類型は民間事業者の事業費の回収方法によって、①サービス購入型（公共から支払われるサービス購入料で回収）、②独立採算型（利用料金収入等で回収）、③混合型（サービス購入料と利用料金収入の双方で回収）に分類されるが、今回の2事例（鳥取県、福岡市）は①の事業類型である。また、事業方式は施設の所有形態によって①BTO (Build Transfer Operate: 施設完成直後に公共に所有権移転)、②BOT (Build Operate Transfer: 維持管理終了後に公共に所有権移転)、③BOO (Build Own Operate: 民間が所有権を保有し事業終了時に解体・撤去)、④RO (Rehabilitate Operate: 公共が所有権を保持したまま、民間が施設改修・維持管理) に分類されるが、今回の事例では、鳥取県が①、福岡市が④の事業方式である。

- [16] 指定管理者制度は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体（財団法人、営利法人、NPO、任意団体など）が公の施設の管理を行うことができる」という制度。

公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和2年9月）』2020年、p.70。

- [17] 今村信隆編『博物館の歴史・理論・実践2－博物館を動かす』藝術学舎、2018年、p104-108。

小泉内閣発足後に急速に進められた「公営組織の法人化・民営化」により

独立行政法人制度が導入され、2001 年度に国立博物館と国立美術館が独立行政法人化され、行政機関である省庁から独立した法人組織となった。地方自治体でも大学や病院などが地方独立行政法人として経営することが認められ、2013 年度からは博物館にも適用できることとなった。

独立行政法人のメリットは、専門職と事業の継続性が確保されること、利用料金や開館時間など柔軟な設定が可能でサービスの向上と業務改善がしやすいこと、中期計画に基づく運営など博物館経営者が主体となって使命を設定しその実現がしやすいことで、問題点は、法人への移行に伴うコストがかかること、毎年のランニングコストとして評価委員・監査報酬、顧問弁護士料、損害保険料などがかかることが挙げられる。メリットと問題点を考慮すると、一つの博物館に適用することは難しく、同じ都道府県内の複数の博物館を所管する地方独立行政法人を形成しないと運営が難しいと言われている。

[18] 総務省の 2014 年 4 月 22 日の通知により、地方自治体の厳しい財政状況が続く中で、人口減少により今後の公共施設等の利用需要の変化を踏まえ市町村合併後の施設全体の最適化を図るため、施設全体の中期的な取組の方向性と個別施設ごとの具体の対応方針の計画策定を要請。公共施設等総合管理計画は 2022 年 3 月末で 99.9%の団体において策定済。

[19] 栗原 前掲書、p. 31-32。

公共施設等適正管理推進事業債は 2017 年に地方債として創設され、公立美術館に関する個別施設計画を作成すれば長寿命化事業（法定耐用年数を超えて延伸させる事業）のほか、集約化・複合化事業などが適正化債の対象となり、起債充当率 90%、元利償還金に対する交付税（事業や財政力に応じて 30～50%）の支援措置が受けられる [資料 2 参照]。適正化債は 2022 年度から 2027 年度までの 5 年間事業期間が延長されている。

[20] 同書、p. 17-18、p. 91-92

[21] 文部科学省が学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政のために地方自治体から支出された経費等の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策の検討・立案のための基礎資料を得ることを目的に毎年実施

[22] 公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和 2 年 9 月）』2020 年、p. 232

[23] 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993 年、p. 141-148

[24] 公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和 2 年 9 月）』2020 年、p. 52。

【入館者を増やすための取組状況】 (単位：%)

調査年	1997	2004	2008	2013	2019
取組あり	73.1	78.6	82.5	86.4	79.5
うち教育普及の積極的实施	45.1	48.4	55.8	59.3	80.1
うち各種団体との連携の強化	24.6	23.6	34.8	43.6	54.8

「入館者を増やすための取組として、教育普及の積極的实施や各種団体と

- の連携の強化を図る館が増加している」
- [25] 公益財団法人日本博物館協会『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館（平成 15 年 3 月）』2003 年、p. 7
- [26] 文化庁『文化芸術推進基本計画（第 1 期）（平成 30 年 3 月 6 日）』2018 年、p. 6
- [27] 文化庁文化審議会『博物館法制度の今後の在り方について（答申）（2021 年 12 月 20 日）』2021 年、p. 11
- [28] 公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和 2 年 9 月）』2020 年、p. 73。
「独自の目的・使命」の設定 美術館:57.1%
- [29] 辻秀人「序章 2 博物館は成功してきたか」青木豊・辻秀人・菅根幸裕編『博物館が壊される！—博物館再生への道—』雄山閣、2019 年、
p. 17 27 行目「博物館入館者の年齢別データは存在しない」
p. 18 6-7 行目「博物館の入館者の多くは小中学校の活動で訪れる生徒さんたちと高齢者で占められる」
- [30] 杉長敬治「日本の博物館の拡大と縮小」「博物館の老朽化問題の現状と課題—老朽化する施設整備とリニューアルの取組の遅れ—」『日本の博物館総合調査研究：平成 27 年度報告書』平成 25～27 年度日本学術振興会(JSPS)科学研究費助成事業研究成果報告書（基盤(B)課題番号：25282079）、2016 年、p. 7-8、p. 23、p. 32、p. 40、p. 47-48
- [31] 太下義之「ミュージアムの終活（または再生）」、『ウェブ版「美術手帖」2021. 5. 25～27』2021 年、p. 17-20
<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s42/24105>(2023 年 2 月 14 日閲覧)
- ※文化審議会第 3 期博物館部会（第 1 回）（令和 3 年 5 月 28 日）の資料 8・参考資料として配布
- [32] 一般財団法人地域創造『これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報告書』2009 年、p. 1-6
- [33] 藤田一人「論 2016 美術館の役割とは 公立美術館の行方：京都市美術館のネーミングライツと大阪市立の美術館・博物館の地方独立行政法人化」『月間美術 2016. 12 月号』第 42 巻第 12 号 通巻 495 号、p. 31-33。
畠山輝雄「京都市美術館へのネーミングライツの導入と合意形成」公益社団法人日本地理学会『2017 年度日本地理学会春季学術大会発表要旨集』
https://www.jstage.jst.go.jp/article/ajg/2017s/0/2017s_100179/_pdf/-char/ja (2023 年 2 月 21 日閲覧)
- [34] 既に再開館した 6 館について使命や目指すべき姿の周知状況をみると、すべての館で HP への掲載があるものの、パンフレットへの掲載が 3 館、館報への掲載が 1 館であり、HP 以外に掲載されている媒体が極めて少ない。また、設置自治体の広報誌にリニューアルオープンの情報が掲載されていたのは富山県、八戸市、福岡市、滋賀県の 4 館であり、リニューアル

内容やオープン記念の展覧会の紹介に主眼が置かれ、使命と目指すべき姿を明確に発信していたのは、八戸市と滋賀県の2館だけであった。ほかに各館の媒体には毎年度の展覧会スケジュールのパンフレットや個々の展覧会のチラシなどがあるが、その中に使命や目指すべき姿が掲載されている例は皆無であった。さらに、6館すべてで、広報手段としてフェイスブック、インスタグラムなど複数のSNSが活用されているが、展覧会に関する情報が中心で、使命や目指すべき姿に関する情報の発信はされていない。

[35] 鳥取県教育委員会『総務教育常任委員会資料（令和4年4月21日）』p.5
https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1282903/03kyouiku_houkoku.pdf（2023年2月24日閲覧）

鳥取県立美術館の整備では、急激な資材高騰及び労務費の上昇により建設費が契約時よりも約6%増加することとなり、仕様の見直しや効率化により増加額を抑制した上で、PFI事業者が契約時建設費総額の1.5%分、県が1.5%分を超える部分を負担することとした。

[36] 高橋史早「美術館におけるサービス・クオリティと教養の獲得」『マーケティングジャーナル Vol.38 No.1』2018年、p.87-88

[37] 令和元年度の博物館総合調査によれば、最も多くの博物館で行われていた広報活動は、「ウェブサイト（HP）による広報」で全体の9割近く（86.6%）に及んでおり、以下、「地方自治体の広報誌への掲載」（71.2%）、「マスメディア（新聞・雑誌、テレビ・ラジオ）への広報依頼」（70.8%）、「社会教育施設・団体へのポスター、チラシの配布」（66.5%）、「学校へのポスター、チラシの配布」（66.2%）の順で続いている。その次の6番目が「SNSを使った広報」で5割（52.8%）を超えており、平成25年度の調査では24.6%であったことから、近年急速に拡大していることが窺える。

これらの中で、一番目に効果があった広報活動については、第1位が「マスメディア（新聞・雑誌、テレビ・ラジオ）への広報依頼」（21.7%）、第2位が「地方自治体の広報誌への掲載」（15.1%）で、「ウェブサイト（HP）による広報」（11.0%）は第3位となっており、「SNSを使った広報」（4.2%）は第7位とまだ低い状況であった。また、「ウェブサイト（HP）」にどのような機能を持たせているかも調査しているが、「使命や事業報告など、館の運営に関する情報を公開する機能」は4分の1（25.8%）の館に留まっている。さらにSNSの活用のされ方では、9割を超える館が「イベントの告知」（97.7%）や「特別展についての情報提供」（91.7%）などの広報が中心であるが、「博物館の日常風景の紹介」（73.8%）が7割を超え、『『ご挨拶』など利用者とのコミュニケーションのきっかけづくり』に使っている館も3分の1（36.3%）あり、双方向性という特徴を活かした活用もされ始めており、今後の可能性が期待される。

公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和2年9月）』2020年、p.25-25、p.61-62、p.170-172。

次に、「SNSを使った広報」で展覧会の集客数を伸ばしている具体例とし

て、森美術館のSNS（フェイスブック、X（旧ツイッター）、インスタグラム）を活用したデジタルマーケティング戦略の導入が挙げられるが、国内では、森美術館のような取組により効果を挙げている事例はまだ少数である。なお、マーケティングの概念・技法は営利企業だけでなく、美術館など非営利組織にも適用可能（ソーシャル・マーケティングと呼ばれる。）であり、デジタルマーケティングとは、WEBやSNS等のデジタルメディアやデジタル技術、デジタルデータなどデジタル分野のあらゆる手法を用いてインターネット上で行うマーケティングの総称である。

洞田貫晋一郎『シェアする美術 森美術館のSNSマーケティング戦略』翔泳社、2019年。

和田充夫・恩蔵直人・三浦俊彦『マーケティング戦略〔第6版〕』有斐閣、2022年。

フィリップ・コトラー著、井関利明・石田和晴訳『ミュージアム・マーケティング』第一法規、2006年

野上眞一『図解でわかるデジタルマーケティング いちばん最初に読む本』アニモ出版、2020年。

[38] 高橋 前掲書、p. 87-88

[39] 北山研二『コンテンポラリー・アート デュシャン以後のアートとは』未知谷、2022年、p. 306

[40] 公益財団法人日本博物館協会『博物館研究 2019年10月号』vol. 54No. 10 通巻616号、p. 18-21。

中山道広重美術館ホームページ「中山道広重美術館スポンサー制度について」 <https://hiroshige-ena.jp/about/sponsor> (2023.1.31閲覧)。

みずほ総合研究所『平成30年度「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」における「持続的な博物館経営に関する調査」事業報告書（平成31年3月）』（平成30年度文化庁委託事業）、2019年、p. 38。

みずほ総合研究所『持続的な博物館経営に関する調査—博物館が抱える課題の整理と解決に向けた取組事例—（2019年3月）』（平成30年度文化庁委託事業）、2019年、p. 12。

[41] 川北眞紀子・藺部靖史『アートプレイスとパブリック・リレーションズ 芸術支援から何を得るのか』有斐閣、2022年、p. 5-6、p. 229-230

[42] 1950年代に美術評論家の久保貞次郎が提唱した「創造美育運動」をきっかけとして普及した小コレクター運動で、作品を3点以上所有する人を小コレクターと呼び、美術品に縁のなかった人が本物を所有することで美術に対する理解や関心を持たせるとともに、新進の無名作家を支援しようとするもの。特に福井県では瑛久を中心に、髪嘔や池田満寿夫らデビュー前の作家を支援する形で進められ、1978年にはこの運動が浸透した同県勝山市に約30名の有志の団体が発足し、作家を招いた講演会や作品頒布会の開催などの活動が行われた。2007年頃まではメンバーの一人が建築家の磯崎新氏に依頼して建てた個人住宅を中心に新しく加えた作家を呼んで定期的

な企画展を開催し、その後も有志団体の中核メンバーが地元のギャラリーとタイアップし、そのコレクションを中心とした企画展という形で団体の活動が引き継がれている。

- [43] 2014年6月20日から8月24日まで東京国立近代美術館で開催された企画展「現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 ヤゲオ財団コレクションより」において、会場の最後に出品作から選ばれた作品20点と家の模型が置かれ、これらを使って上限5点、50億円内の予算で、自分が暮らしたいアートのある空間を構成できるという仕掛けがされ、コレクターの感覚を追体験することができる「ゲーム」として提供。ヤゲオ財団は台湾資本の大手パッシブ（電子部品）メーカー、ヤゲオ・コーポレーションのCEOを務めるピエール・チェン氏、その家族およびヤゲオ・コーポレーションからの寄付金によって創立された非営利の組織で、そのコレクションの選定はピエール・チェン氏が行っており、自宅やゲストハウスはもとより、オフィスの中にも作品を展示している。

東京国立近代美術館ホームページ「現代美術のハードコアはじつは世界の宝である展 ヤゲオ財団コレクションより」

<https://www.momat.go.jp/exhibitions/501>（2023年6月30日閲覧）。

原田マハ『原田マハ、アートの達人に会いに行く』新潮社、2023年、p.67。

- [44] 「日本のアート産業に関する市場調査 2021」（エートーキョー株式会社、一般社団法人芸術と創造）によれば、国内在住者による美術品の購入金額は2,186億円と推計されており、購入先は国内の画廊・ギャラリーが39%、百貨店が23%、アートフェア、作家から直接、インターネットサイト・オークションがそれぞれ10%、その他の国内事業者、国外事業者がそれぞれ3%であり、現代美術の購入額は394億円（13%）である。また、美術品購入の目的は「居住空間に飾る」、「気に入って衝動的に購入」、「実用品として使う」が多いが、購入に関心があっても過去3年間に実際に購入している人は2割と少なく実際の行動にはほぼつながっていない。

- [45] 民間によって企画・運営される総合住宅展示場には、各住宅メーカーのモデルハウスが展示されており、来場者が作品の飾られた居住空間を体感することでアートがもたらす豊かな日常生活をイメージしやすくなる効果が期待できる。

- [46] 現代美術を中心に、主に1990年代以降日本各地で展開されている共創的芸術活動。作品展示にとどまらず、同時代の社会の中に入り込んで個別の社会的事象とかかわりながら展開され、次の5つの特徴を持つ。

- ①制作のプロセスを重視し、積極的に開示
- ②プロジェクトが実施される場やその社会的状況に応じた活動を行う、社会的な文脈としてのサイト・スペシフィック
- ③様々な波及効果を期待する、継続的な展開
- ④さまざまな属性の人々に関わるコラボレーションと、それを誘発するコミュニケーション

⑤芸術分野以外の社会分野への関心や働きかけ

こうした活動は、美術家たちが廃校・廃屋などで行う展覧会や拠点づくり、野外／まちなかでの作品展示や公演を行う芸術祭、コミュニティの課題を解決するための社会実験的な活動など、幅広い形で現れるものを指すようになった。

熊倉純子監修、菊地拓児・長津結一郎編『アートプロジェクト—芸術と共創する社会』水曜社、2014年 p.9。

大規模なアートプロジェクトとしては、2000年以降、「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ（新潟、2000年）」をはじめとして、「神戸ビエンナーレ（兵庫、2007年）」、「あいちトリエンナーレ（愛知、2010年）」、「瀬戸内国際芸術祭（香川、2010）」、「奥能登国際芸術祭（石川、2017年）」など、全国各地で様々な芸術祭が継続して開催されるようになっている。

- [47] 石川恒貴「地域のつながりをつくる結節点—目的交流型サードプレイスの役割と効果—」一般財団法人地域活性化センター『地域づくり 2020年7月号（通巻373号）』p.2-4。

片岡亜紀子・石山恒貴「地域コミュニティにおけるサードプレイスの役割と効果」『地域イノベーション（2016、No.9）』p.73-75、p.85-86。

サードプレイスとは、アメリカの社会学者オルデンバーグが1980年代に提唱した概念であり、家庭（第1の場）でも職場（第2の場）でもない第3のインフォーマルな公共生活の場、すなわち居心地よい場所を意味する。オルデンバーグは当時の自動車依存型の都市社会における人のつながりの希薄化と潤いのある地域社会（コミュニティ）の消滅を懸念し、イギリスのパブやフランスのカフェのような人々のつながりの場が人生の重要な潤滑油の役割を果たすと考え、その重要な特徴として、中立性、社会的平等性の担保、会話が中心に存在すること、利便性があること、常連の存在、目立たないこと、遊び心があること、もうひとつのわが家、の8つを示している。日本ではオルデンバーグが示した特徴とは必ずしも一致しない形式で展開されてきており、交流を主な目的とする交流型と人を気にせず個人で居心地よく過ごすマイプレイス型に区分され、石山恒貴は交流型をさらに社交的交流型と目的交流型に区分している。日本では、近年、地域コミュニティの弱体化が問題視されており、サードプレイスの地域における役割と効果に関心や注目が集まっている。サードプレイスとしての美術館は目的交流型とマイプレイス型を併存させ、マイプレイス型で来館者を増やし、交流型に巻き込んでいくことが有効であると考えられる。

石川恒貴『地域とゆるくつながろう—サードプレイスと関係人口の時代』静岡新聞社、2019年。

レイ・オルデンバーグ『サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』忠平美幸訳、榊みすず書房、2013年。

- [48] 株式会社丹青研究所は独自に収集したデータや博物館から提供された資料をもとに不定期に発行する『ミュージアム・データ』において開設博物

館情報・リニューアル博物館情報を公開している。「移転新築施設」と「取り壊し新築施設」は、リニューアルではなく新たな開設として扱っており、2019 年発行の『ミュージアム・データ No. 81』の 2014 年度の公表データが最新となっている。丹青研究所は 1984（昭和 59）年に複合商業施設や国立博物館などの調査・企画、デザイン・設計、制作・施工、運営などを手がける株式会社丹青社が商業施設から文化施設までの調査・研究を行う研究機関として「丹青総合研究所」の名称で設立し、1993（平成 5）年に文化施設に専門特化した研究所として「丹青研究所」に名称変更。文化空間の在り方を追求する専門研究機関として、基礎調査、コンサルティング、デザイン設計、情報サービスの提供等を行っている。

<https://tanseiken.jp/>（2023 年 6 月 15 日閲覧）

<https://www.tanseisha.co.jp/>（2023 年 6 月 15 日閲覧）

- [49] 杉長敬治「博物館の老朽化問題の現状と課題—老朽化する施設整備とリニューアルの取組の遅れ—」『日本の博物館総合調査研究：平成 27 年度報告書』平成 25～27 年度日本学術振興会（JSPS）科学研究費助成事業研究成果報告書（基盤（B）課題番号：25282079）、2016 年 p. 34

- [50] 註 [6] を参照

- [51] 公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和 2 年 9 月）』2020 年、p. 229（国立館 11 館含む公立美術館 277 館の回答）、p. 94（国立館除く公立美術館 265 館の回答）

- [52] 増田レポートでは、生まれる子供の 95%が 20～39 歳の女性の出産によることから、2010 年から 40 年までの間に「20～39 歳の女性人口」が 5 割以下に減少すると推計された 896 の市区町村（全体の 49.8%）が将来急激な人口減少に遭遇し消滅可能性があるため、消滅可能性都市と位置付けている。

増田寛也編著『地方消滅』中央公論新書、2014 年、p. 22-29。

- [53] 杉長「日本の博物館の拡大と縮小」前掲書、p. 20 の表 18。

日本博物館協会では加盟館の種類を 10 種類（総合、郷土、美術、歴史、自然史、理工、動物園、水族館、植物園、動・水・植）に分けており、博物館総合調査で館種を同様の区分としている。

- [54] 杉長「日本の博物館の拡大と縮小」前掲書 p. 18-20

- [55] 杉長「日本の博物館の拡大と縮小」前掲書 p. 21

- [56] 一般財団法人地域創造『これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報告書』2009 年、p. 72-73

- [57] 預金保険機構「預金保険制度の解説」p. 39。金融庁・預金保険機構「預金保険制度」パンフレット p. 6。

預金等の保護には 2 つの方式がある。保険金を機構から預金者等に支払う方式と合併、事業譲渡等により破綻金融機関の預金等を引き継ぐ救済金融機関に資金援助を行う方式である。

- [58] 一般財団法人地域創造『これからの公立美術館のあり方についての調査・

研究報告書』2009年、p. 79-80

[59] 都道府県単位でつくられている博物館の連携組織で、公立、私立を問わず加入しており、43 都道府県に設置されている。多くの場合、県立の博物館や美術館が事務局を持っている。

[60] 全国美術館会議と美術館連絡協議会がある。

全国美術館会議は、1952（昭和27）年に設立され、2020年に一般社団法人となり、2023年5月現在、正会員410館（国立11館、公立259館、私立140館）、個人会員47名、賛助会員52団体で構成されている。総会、記念フォーラム、講演会、学芸員研修会、研究部会等を毎年開催している。研究部会は、保存研究、教育普及研究、情報・資料研究、美術館運営制度のほか、小規模館研究、地域美術研究があり、美術館が抱える現代的な問題に取り組んでいる。

<https://www.zenbi.jp/link.php>（2023年6月16日閲覧）

美術館連絡協議会は、読売新聞社が主導し、全国の公立美術館が加盟する組織で1982年12月に設立され、現在は、47都道府県の公立美術館約150館が加盟している。展覧会の共同企画や巡回展を実施するほか、優れた企画展や図録に掲載された論文の顕彰、学芸員の海外研修派遣、研究助成、年4回の機関誌の発行などを行っている。

<https://birenkyo.jp/>（2023年6月16日閲覧）

【参考文献】

- ・青木豊・辻秀人・菅根幸裕編『博物館が壊される！－博物館再生への道－』雄山閣、2019年
- ・石川貴敏「博物館のリニューアルについて」『日本の博物館総合調査研究：平成27年度報告書』平成25～27年度日本学術振興会(JSPS)科学研究費助成事業研究成果報告書（基盤(B)課題番号：25282079)、2016年
- ・伊藤寿朗『市民のなかの博物館』吉川弘文館、1993年
- ・今村信隆編『博物館の歴史・理論・実践1－博物館という問い』藝術学舎、2017年
- ・今村信隆編『博物館の歴史・理論・実践2－博物館を動かす』藝術学舎、2018年
- ・今村信隆編『博物館の歴史・理論・実践3－挑戦する博物館』藝術学舎、2018年
- ・太下義之「ミュージアムの終活(または再生)」『ウェブ版「美術手帖」2021.5.25～27』2021年、
<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s42/24105> (2023年2月14日閲覧)
- ・金山喜昭『博物館と地方再生－市民・自治体・企業・地域との連携－』同成社、2017年
- ・榊ぎょうせい「特集 PPP・PFI動向」『月刊 法律のひろば 2020年5月号 Vol.73 No.5』2020年
- ・栗原祐司『基礎から学ぶ博物館法規』同成社、2022年
- ・杉長敬治「日本の博物館の拡大と縮小」「博物館の老朽化問題の現状と課題－老朽化する施設整備とリニューアルの取組の遅れ－」『日本の博物館総合調査研究：平成27年度報告書』平成25～27年度日本学術振興会(JSPS)科学研究費助成事業研究成果報告書（基盤(B)課題番号：25282079)、2016年
- ・総務省自治財政局『自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（活用のあらまし～具体的事例 編）（令和3年7月）』2021年
- ・総務省『公共施設等の総合的適正管理の更なる推進について（令和3年4月23日）』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000755349.pdf (2023年2月22日閲覧)
- ・総務省『経済・財政一体改革推進委員会第31回国と地方のシステムWG（公共施設等総合管理計画について）（令和4年4月19日）』
<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/20220419/pdf/shiryou2-2.pdf> (2023年2月22日閲覧)
- ・総務省『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について（令和4年4月1日）』
https://www.soumu.go.jp/main_content/000808222.pdf (2023年2月22日閲覧)
- ・高橋史早「美術館におけるサービス・クオリティと教養の獲得」『マーケティングジャーナル Vol.38 No.1』2018年
- ・株式会社丹青研究所『ミュージアム・データ No.81』2019年
- ・一般財団法人地域創造『これからの公立美術館のあり方についての調査・研究報

告書』2009年

- ・寺沢弘樹『PPP／PFIに取り組むときに最初に読む本』学陽書房、2021年
- ・ときの忘れもの(有限会社ワタヌキ)編『福井の小コレクター運動とアートフル勝山の歩み—中上光男・陽子コレクションによる—』中上邸イソザキホール運営委員会、2015年
- ・内閣府『PPP／PFI手法導入優先的検討規程 策定の手引き』2016年
- ・内閣府『PPP／PFI手法導入優先的検討規程 運用の手引き』2017年
- ・並木誠士・吉中充代・米屋優編『現代美術館学』昭和堂、1998年
- ・公益財団法人日本博物館協会『令和元年度日本の博物館総合調査報告書（令和2年9月）』2020年
- ・公益財団法人日本博物館協会『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館（平成15年3月）』2003年
- ・公益財団法人日本博物館協会『博物館の望ましい姿シリーズ1 使命・計画作成の手引き（平成16年3月）』2004年
- ・美術検定実行委員会『改訂版 美術館を知るキーワード』美術出版社、2014年
- ・文化庁『文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日）』2018年
- ・文化庁文化審議会『博物館法制度の今後の在り方について（答申）（2021年12月20日）』2021年
- ・民間資金等活用事業推進機構『自治体担当者のためのPFI実践ガイドブック』中央経済社、2019年
- ・文部科学省『令和3年度 社会教育統計（社会教育調査報告書）』2023年3月
- ・文部科学省『令和3年度 地方教育費調査報告書（令和2会計年度） 教育行政調査（令和3年5月1日現在）』2022年12月

〔富山県美術館関係〕

- ・『富山県美術館 館内のご案内』（パンフレット）
- ・『2022・2023 富山県美術館展覧会スケジュール』（パンフレット）
- ・富山県美術館ホームページ
<https://tad-toyama.jp>（2023年2月20日閲覧）
「コンセプト」<https://tad-toyama.jp/about/concept>
「ごあいさつ」<https://tad-toyama.jp/about/greeting>
「建築・デザインについて」<https://tad-toyama.jp/about/design>
「コレクションについて」<https://tad-toyama.jp/collection/collection>
「フロアマップ」<https://tad-toyama.jp/facility/floormap>
「館内設備」<https://tad-toyama.jp/facility/facilities>
「アクセス」<https://tad-toyama.jp/visitor/access>
「周辺施設」<https://tad-toyama.jp/visitor/surround>
- ・富山県『新富山県立近代美術館（仮称）基本計画（平成25年10月）』2013年
- ・富山県『県広報とやま 2017年8月号 No.476』2017年

<https://www.pref.toyama.jp/documents/1543/01506673.pdf>

(2023 年 8 月 24 日閲覧)

- ・鳥取県教育委員会『鳥取県立美術館整備基本構想（平成 29 年 3 月）・資料編』2017 年、p. 46
鳥取県美術館整備基本構想検討委員会先進施設視察概要〔富山県立近代美術館〕 <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1164816/10853.pdf> (2023 年 2 月 21 日閲覧)
- ・日本経済新聞社 産業地域研究所「特集 公立美術館、10 年ぶりの転機」『日経グローバル No. 225 2014. 11. 3』2014 年、p. 18-19
- ・公益財団法人日本博物館協会『博物館研究 Vol. 56 No. 3 (No. 634)』2021 年、p. 47-50
- ・横浜美術館・愛知県美術館・富山県美術館企画・監修『トライアローグ 語らう 20 世紀アート』左右社、2020 年

〔長野県立美術館関係〕

- ・『長野県立美術館』（パンフレット）
- ・『長野県立美術館 施設案内』（パンフレット）
- ・『長野県立美術館 MUSEUM CALENDAR 2022. 4-2023. 3』（パンフレット）
- ・長野県立美術館ホームページ
<https://nagano.art.museum/museum> (2023 年 2 月 20 日閲覧)
「館長挨拶」 <https://nagano.art.museum/about>
「本館」 <https://nagano.art.museum/museum>
「本館コレクション」 <https://nagano.art.museum/collection>
「施設紹介・料金」 <https://nagano.art.museum/info>
「アクセス」 <https://nagano.art.museum/access>
「バリアフリー・設備紹介」 <https://nagano.art.museum/barrier-free>
「学び」 <https://nagano.art.museum/learn>
「交流」 <https://nagano.art.museum/interact>
「インクルーシブ・プロジェクト」 <https://nagano.art.museum/hiraku>
- ・長野県『信濃美術館整備基本構想（平成 28 年 11 月）』2016 年
<https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/documents/koso.pdf> (2023 年 2 月 20 日閲覧)
- ・長野県信濃美術館整備検討委員会『信濃美術館の今後のあり方及び整備に関する基本方針（平成 28 年 9 月）』2016 年
<https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/documents/160323hokoku.pdf>
(2023 年 2 月 20 日閲覧)
- ・長野県立美術館『2021 年度（令和 3 年度）館報 No. 24』2022 年
https://nagano.art.museum/devassets/doc/hall_report_24.pdf
(2023 年 2 月 20 日閲覧)

- ・公益財団法人日本博物館協会『博物館研究 Vol.56 No.7 (No.638)』2021 年、p. 61

〔八戸市美術館関係〕

- ・『八戸市美術館』（パンフレット）
- ・『八戸市美術館 2023.4—2024.3 年間スケジュール』（パンフレット）
- ・『美しいHUG!』（パンフレット）
- ・『八戸市新美術館整備事業について』（美術館配布資料）
- ・高橋麻衣・大澤苑美・田村由衣・佐藤慎也編『八戸市美術館開館記念「ギフト、ギフト、」』2022 年
- ・八戸市美術館ホームページ

<https://hachinohe-art-museum.jp/>（2023 年 2 月 21 日閲覧）

「コンセプト」<https://hachinohe-art-museum.jp/about/>

「館長挨拶」<https://hachinohe-art-museum.jp/about/#director-greeting>

「建築」<https://hachinohe-art-museum.jp/about/#architecture>

「V I デザイン」<https://hachinohe-art-museum.jp/about/#vi-design>

「沿革」<https://hachinohe-art-museum.jp/about/#history>

「コレクションについて」<https://hachinohe-art-museum.jp/collection/#collection-description>

「コレクションラボについて」<https://hachinohe-art-museum.jp/collection/#collection-lab-description>

「アクセス・利用案内」<https://hachinohe-art-museum.jp/visitor/#access>

「アートファーマーについて」<https://hachinohe-art-museum.jp/artfarmer/#art-farmer>

「プロジェクトについて」<https://hachinohe-art-museum.jp/project/#project-description>

- ・八戸市ホームページ「八戸市新美術館整備基本構想」
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shimbijutsuka/nkensetsusuishinshitsu/keikaku_plan/1/1/4272.html（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市新美術館整備基本構想（平成 28 年 9 月）』2016 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/20161122-135007.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市新美術館整備基本構想の概要について（平成 28 年 9 月）』2016 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/20161122-135515.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）

- ・八戸市『八戸市新美術館基本設計 概要版（平成 30 年 3 月）』2018 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/20180308-170131.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市新美術館実施設計 概要版（平成 31 年 1 月）』2019 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/20190124-084325.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市ホームページ「八戸市新美術館運営検討委員会」
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shimbijutsukankensetsusuishinshitsu/johokokai/1/5218.html>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市新美術館 管理運営基本計画（平成 31 年 1 月）』2019 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/20190124-085823.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市新美術館 管理運営基本計画 概要版（平成 31 年 1 月）』2019 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/20190124-085908.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市新美術館 中期運営計画（令和 2 年 3 月）』2020 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/tyukiuneikeikaku.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市新美術館 中期運営計画 概要版（令和 2 年 3 月）』2020 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/11/tyukiuneikeikakugaiyou.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市ホームページ「都市計画マスタープランの見直しおよび立地適正化計画の策定について」
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/toshiseisakuka/keikaku_plan/1/1/3816.html（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『八戸市立地適正化計画 2018-2038（平成 30（2018）年 3 月）』
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/59/20180305-084958.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『都市再生整備計画（第 11 回変更）八戸市中心拠点地区（令和 3 年 3 月）』2021 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/8/seibikeikaku11.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画（平成 30 年 12 月）』2018 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/8/040824henkouninnteizenpen.pdf>（2023 年 2 月 20 日閲覧）
- ・八戸市『第 3 期八戸市中心市街地活性化基本計画概要版（平成 30 年 12 月）』2018 年

- <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/8/20190116-094802.pdf> (2023 年 2 月 20 日閲覧)
- ・ 八戸市『広報はちのへ 令和 3 年 (2021) 11 月号 No.1359』2021 年
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/1/koho202111a11.pdf> (2023 年 8 月 24 日閲覧)
 - ・ 『八戸まちなか広場 マチニワ』(パンフレット)
 - ・ 『h a c c h i 八戸ポータルミュージアム はっち』(パンフレット)
 - ・ 『八戸ブックセンター』(パンフレット)
 - ・ 八戸ブックセンター ホームページ <https://8book.jp/> (2023 年 6 月 1 日閲覧)
「施設概要」<https://8book.jp/information/>
「施設コンセプト」<https://8book.jp/information/about/>
 - ・ 国土交通省『「都市再生特別措置法」に基づく立地適正化計画概要パンフレット』(平成 26 年 8 月 1 日時点版)
<https://www.mlit.go.jp/common/001171816.pdf> (2023 年 2 月 20 日閲覧)
 - ・ 国土交通省『立地適正化計画の説明会資料 (平成 27 年 6 月 1 日時点版)』
<https://www.mlit.go.jp/common/001091253.pdf> (2023 年 2 月 20 日閲覧)
 - ・ 国土交通省『都市再生整備計画事業制度の再編等について (案)』(R 2. 1. 17 時点)
<https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/content/001323744.pdf>
(2023 年 2 月 20 日閲覧)
 - ・ 国土交通省『都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱』
<https://www.mlit.go.jp/common/001429898.pdf> (2023 年 2 月 20 日閲覧)
 - ・ 総務省『中心市街地活性化ソフト事業・中心市街地再活性化特別対策事業』
https://www.chisou.go.jp/tiiki/seisaku_package/pdf/3-5.pdf
(2023 年 2 月 20 日閲覧)
 - ・ 内閣府地方創生推進事務局『中心市街地活性化制度について』
https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/pdf/02_nintei_nagare.pdf
(2023 年 2 月 20 日閲覧)
- [鳥取県立美術館関係]
- ・ 鳥取県立博物館現状・課題検討委員会『鳥取県立博物館現状・課題検討結果報告書 (平成 27 年 3 月)』2015 年
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1164870/9339.pdfh> (2023 年 2 月 21 日閲覧)
 - ・ 鳥取県教育委員会『鳥取県立美術館整備基本構想 (平成 29 年 3 月)・資料編』2017 年
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1080483/0602sankou01.pdf>
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1164816/10853.pdf>
(2023 年 2 月 21 日閲覧)

- ・鳥取県教育委員会『鳥取県立美術館整備基本計画（平成30年7月）』2018年、<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1164940/0706keikaku.pdf>（2023年2月21日閲覧）
- ・鳥取県ホームページ「H29年7月 鳥取県立美術館基本計画策定アドバイザー委員会」
<https://www.pref.tottori.lg.jp/284837.htm>（2023年2月21日閲覧）
- ・鳥取県ホームページ「鳥取県立美術館整備運営事業に係る事業契約の内容の公表（令和2年4月8日）」2020年
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1204748/jigyokeiyakunaiyoukouhyou.pdf>（2023年2月21日閲覧）
- ・鳥取県ホームページ「鳥取県立美術館の基本設計等の概要について（令和3年1月21日）、資料1・2」2021年
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1241381/gaiyou.pdf>
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1241381/siryou.pdf>
（2023年2月21日閲覧）

〔福岡県立美術館関係〕

- ・福岡県（人づくり・県民生活部文化振興課新県立美術館建設室）編『新福岡県立美術館基本計画（令和4年3月）』2022年
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/172443.pdf>
（2023年2月21日閲覧）
- ・福岡県ホームページ「新・福岡県立美術館の建設地の決定について（令和2年1月27日）」2020年
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/61469.pdf>
（2023年2月21日閲覧）
- ・福岡県『大濠公園 日本庭園』（パンフレット）
- ・福岡市ホームページ「セントラルパーク構想〔概要版〕」2014年
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/44690/1/01.gaiyouban.pdf?20170501170739>（2023年2月21日閲覧）
- ・エリアブライト株式会社ホームページ「新福岡県立美術館整備事業に係るPPP/PFI導入検討結果について（2021年11月12日）」2021年
<https://areabright.com/archives/7087/>（2023年2月21日閲覧）

〔福岡市美術館関係〕

- ・『福岡市美術館』（パンフレット）
- ・『2022/4→2023/3 展覧会のご案内 福岡市美術館』（パンフレット）
- ・『建築のみどころガイドマップ 福岡市美術館』（パンフレット）
- ・福岡アートミュージアムパートナーズ『福岡市美術館 季刊誌エスプラナー ド 210号 2023年1月』福岡市美術館、2023年

- ・福岡アートミュージアムパートナーズ千年夜市実行委員会『千年夜市 福岡市美術館春祭り』（チラシ）
- ・福岡市美術館ホームページ <https://www.fukuoka-art-museum.jp/>
（2023 年 2 月 21 日閲覧）
 - 「ごあいさつ」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/about/greeting/>
 - 「ミッションステートメント」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/about/missionStatement/>
 - 「建築とリニューアル」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/about/architecture/>
 - 「沿革」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/about/history/>
 - 「コレクション」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/collection/about/>
 - 「交通案内」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/guide/access/>
 - 「フロアガイド」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/guide/floor/>
 - 「教育普及活動方針」 <https://www.fukuoka-art-museum.jp/education/>
- ・福岡市美術館『令和 3 年度 福岡市美術館 活動の記録』2022 年
https://www.fukuoka-art-museum.jp/uploads/katsudo_2021.pdf
（2023 年 2 月 21 日閲覧）
- ・福岡市美術館『福岡市美術館リニューアル基本計画 2012』『概要版』
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/36782/1/besshi1.pdf?20161028105139>（2023 年 2 月 21 日閲覧）
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/45567/1/plan.pdf?20161214112102>（2023 年 2 月 21 日閲覧）
- ・福岡市ホームページ「福岡市美術館リニューアル事業に係る事業契約の内容の公表（平成 28 年 3 月 3 日）」2016 年
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/45567/1/keiyakukohyo.pdf?20161214112102>（2023 年 2 月 21 日閲覧）
- ・福岡市ホームページ「福岡市美術館リニューアル事業を実施する民間事業者の選定に係る客観的評価の結果の公表（平成 27 年 11 月 30 日）」2015 年
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/45567/1/hyouka.pdf?20161214112102>（2023 年 2 月 21 日閲覧）
- ・福岡市財政局『官民協働事業（PPP）への取組方針（平成 26 年 4 月）』2014 年
https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/42978/1/keynote_for_PPP_H2604.pdf?20220609105236（2023 年 2 月 21 日閲覧）
- ・福岡市財政局『P F I ガイドブック（令和 3 年 4 月）』2021 年
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/42978/1/pfiguidebookR3.4.pdf?20220609105236>（2023 年 2 月 21 日閲覧）
- ・福岡市広報課『福岡市政だより 2019 年（平成 31）3 月 1 日 No.1634』2019 年
https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/67324/1/1-3_0301_web.pdf?20190402103253（2023 年 8 月 24 日閲覧）
- ・一般財団法人地域創造『雑誌「地域創造」45 号』2019 年、p.16-21

- ・内閣府『P P P／P F I 手法導入優先的検討規程運用の手引き』2017 年、
p. 224-225
https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/unyotebiki/pdf/unyotebiki_02.pdf
(2023 年 2 月 21 日閲覧)

〔京都市京セラ美術館関係〕

- ・『京都市京セラ美術館 フロアガイド』（パンフレット）
- ・『京都市京セラ美術館 2022 年度展覧会カレンダー』（パンフレット）
- ・京都市京セラ美術館ホームページ <https://kyotocity-kyocera.museum/>
(2023 年 2 月 21 日閲覧)
 - 「ごあいさつ・沿革」<https://kyotocity-kyocera.museum/greeting>
 - 「建築」<https://kyotocity-kyocera.museum/architecture>
 - 「交通アクセス」<https://kyotocity-kyocera.museum/access>
 - 「各施設のご紹介」<https://kyotocity-kyocera.museum/facility>
 - 「ラーニングについて」
https://kyotocity-kyocera.museum/learning_program
- ・京都市美術館評議員会『輝かしい伝統を継承し、世界に誇る美術館であるために～創建 80 年目のイノベーション～（「京都市美術館将来構想」答申）（平成 26 年 3 月）』2014 年
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000163/163989/toushin.pdf> (2023 年 2 月 21 日閲覧)
- ・京都市美術館『京都市美術館再整備基本計画（平成 27 年 3 月）』2015 年
<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/cmsfiles/contents/0000181/181792/kihonkeikaku.pdf> (2023 年 2 月 21 日閲覧)
- ・京都市京セラ美術館 2019.4.9 プレスリリース『2020 年 3 月 21 日「京都市京セラ美術館」としてリニューアルオープン』2019 年
https://kyotocity-kyocera.museum/wp-content/uploads/2019/04/PR_20190705.pdf (2023 年 2 月 21 日閲覧)
- ・京都市情報館ホームページ 「京都市ネーミングライツのご案内」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000125254.html>
(2023 年 2 月 21 日閲覧)
- ・京都市文化市民局・文化環境委員会資料「京都市美術館ネーミングライツ契約に基づく各施設の通称名の決定について（平成 29 年 10 月）」2017 年
<https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/img/iinkai/bunkakankyo/H29/data/291025bunsi1.pdf> (2023 年 2 月 21 日閲覧)
- ・一般財団法人地域創造『雑誌「地域創造」45 号』2019 年、p. 22-27
- ・日経 B P 社『日経アーキテクチュア 2018-5-24 (No.1120)』2018 年、p. 38-43
- ・一般社団法人日本建築学会「2021 年日本建築学会賞(作品) 京都市美術館（通称：京都市京セラ美術館）業績紹介」
https://www.aij.or.jp/jpn/design/2021/data/2_2award_003.pdf

(2023 年 2 月 21 日閲覧)

- ・公益財団法人日本博物館協会『博物館研究 Vol.55 No.5 (No.624)』p.18-19
- ・畠山輝雄「京都市美術館へのネーミングライツの導入と合意形成」公益社団法人日本地理学会『2017 年度日本地理学会春季学術大会発表要旨集』
https://www.jstage.jst.go.jp/article/ajg/2017s/0/2017s_100179/_pdf/-char/ja (2023 年 2 月 21 日閲覧)

〔滋賀県立美術館関係〕

- ・滋賀県立美術館ホームページ
[https:// www.shigamuseum.jp](https://www.shigamuseum.jp) (2023 年 2 月 22 日閲覧)
 - 「ミッション」<https://www.shigamuseum.jp/about/mission/>
 - 「建築について」<https://www.shigamuseum.jp/about/architects/>
 - 「ご利用案内・アクセス」<https://www.shigamuseum.jp/info/visit/>
 - 「館内マップ」<https://www.shigamuseum.jp/info/map/>
 - 「収集方針とコレクションの特色」<https://www.shigamuseum.jp/about-the-collection/collection-policy/>
- ・滋賀県立美術館プレスリリース 2021.04.14 「滋賀県立美術館 6 月 27 日オープン！」
<https://www.shigamuseum.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/06/smoapr210414.pdf> (2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・滋賀県立美術館プレスリリース 2021.02.02 「滋賀県立近代美術館 リニューアルプロジェクト進行中！」
<https://www.shigamuseum.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/05/shiga-press-0203-1.pdf> (2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・滋賀県立近代美術館機能・発信力強化検討委員会『滋賀県立近代美術館の今後のあり方（平成 24 年 2 月）』『資料編』『概要版』2012 年
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/29052.pdf>
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/29053.pdf>
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/29054.pdf>
(2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・滋賀県『新生美術館基本計画(平成 25 年(2013 年)3 月)』2013 年
- ・滋賀県ホームページ「美の滋賀企画室からのお知らせ」2021 年 2 月 2 日
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/300714.html> (2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・滋賀県（県民生活部文化振興課）文化・スポーツ対策特別委員会資料 3-1・平成 29 年（2017 年）12 月 19 日『新生美術館に係る今後の対応（案）について』
https://www.shigaken-gikai.jp/voices/GikaiDoc/attach/Nittei/Nt9702_shiryo-bs291219-5.pdf (2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・滋賀県（文化スポーツ部文化財保護課）「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画（令和 3 年 3 月）」2021 年

- <https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5242199.pdf>
(2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・滋賀県ホームページ「(仮称) 新・琵琶湖文化館の整備について」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/322269.html>
1 (2023 年 2 月 22 日閲覧)
 - ・滋賀県「(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業の P F I 法による特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果の公表 (令和 4 年 (2022 年) 8 月 31 日)」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5345598.pdf>
(2023 年 2 月 22 日閲覧)
 - ・滋賀県『県広報誌 滋賀プラスワン 令和 3 年 (2021 年) 5・6 月号 Vol.191』
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/html/5248740.pdf> (2023 年 8 月 24 日閲覧)
 - ・公益財団法人日本博物館協会『博物館研究 Vol. 56 No.9 (No.640)』2021 年、
p. 47

〔宮城県美術館関係〕

- ・『宮城県美術館マップ&ガイド』(パンフレット)
- ・『宮城県美術館 令和 5 年度の催し 2023. 4 →2023. 6』(パンフレット)
- ・宮城県美術館『2023 春 宮城県美術館ニュース』2023 年
- ・宮城県教育委員会『宮城県美術館リニューアル基本構想 (平成 29 年 3 月)』
2017 年 <https://www.pref.miyagi.jp/documents/26548/617923.pdf> (2023 年
2 月 22 日閲覧)
- ・宮城県教育委員会『宮城県美術館リニューアル基本方針 (平成 30 年 3 月)』『概要』
2018 年 <https://www.pref.miyagi.jp/documents/26549/670542.pdf>
(2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・宮城県ホームページ「県有施設再編等の在り方検討懇話会」
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/kenyushisetsu.html> (2023 年 2
月 22 日閲覧)
- ・宮城県 (震災復興・企画部)『県有施設等の再編に関する基本方針 (令和 2 年 3
月)』『概要版』2020 年
https://www.pref.miyagi.jp/documents/22525/783006_1.pdf
https://www.pref.miyagi.jp/documents/22525/783934_1.pdf
(2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・宮城県ホームページ 宮城県知事記者会見 (令和 2 年 11 月 16 日)
【知事発表項目】県有施設の再編について
<https://www.pref.miyagi.jp/site/chiji-kaiken/kk-201116.html#a3>
(2023 年 2 月 22 日閲覧)
- ・宮城県ホームページ 【開催結果】県有施設の再編 (宮城県民会館, みやぎ
NPO プラザ, 宮城県美術館) に関する県民説明会の開催について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/kenyuusisetu-kennminnsetumeikai-mousikomi.html>

配布資料『【仙台医療センター跡地における県有施設再編】メリット・デメリットの整理及び施設整備に向けた県の方針（案）について（令和2年11月28日・県有施設の再編に関する県民説明会）』

https://www.pref.miyagi.jp/documents/22527/831132_1.pdf
（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県（震災復興・企画部）『仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた施設整備の方向性に関するメリット・デメリット分析報告書（令和3年3月）』2021年

https://www.pref.miyagi.jp/documents/22528/843676_1.pdf
（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県ホームページ「宮城県美術館リニューアルの進め方について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syougaku/bijyuturenewal-susumekata.html>（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県教育委員会『宮城県美術館リニューアルの進め方（令和3年1月）』

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/26550/836331.pdf>（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県ホームページ「宮城県美術館リニューアル改修基本設計の概要について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syougaku/bijyuturenewal-kihonnsekkeigaiyou.html>（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県教育委員会『宮城県美術館リニューアル改修設計業務委託 基本設計の概要（令和4年8月）』

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/41584/bijyuturenewal-kihonnsekkeigaiyou.pdf>（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県『宮城県PPP・PFI活用ガイドライン（平成31年3月（令和3年4月改訂））』
https://www.pref.miyagi.jp/documents/1887/843858_1.pdf
（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県『宮城県PPP・PFI手法の優先的検討と導入に関する実施要綱（平成29年4月1日施行）』

https://www.pref.miyagi.jp/documents/1887/843887_1.pdf

https://www.pref.miyagi.jp/documents/1887/843887_1.pdf（概要版）
（2023年2月22日閲覧）

- ・宮城県ホームページ「PPP・PFI導入調整会議の審議結果」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gyoukaku/pfi-kenntou.html>

「PPP・PFI簡易定量評価表（令和3年1月12日作成）・宮城県美術館リニューアル事業」

https://www.pref.miyagi.jp/documents/1886/832313_1.pdf
（2023年2月22日閲覧）

- ・芳賀満「前川國男による宮城県美術館の除却問題―文化財の保護と活用の理論と実践―」、『日本の博物館のこれから IV p.159-234』
https://omnh.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=1594&item_no=1&attribute_id=22&file_no=3 (2023 年 2 月 22 日閲覧)